

三春町告示第65号

平成23年6月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成22年5月25日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成23年6月9日（木）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成23年6月9日、三春町議会6月定例会を三春町議会議場に招集した。

1、応招議員・不応招議員

1) 応招議員（15名）

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿	10番 渡辺 渡
11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫	13番 佐藤 一人
14番 渡邊 勝雄	15番 柳沼 一男	16番 本多 一安

2) 不応招議員（なし）

2、会議に付した事件は次のとおりである。

議案第44号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第45号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第48号 平成23年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

議案第49号 平成23年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第50号 三春町議会議員定数条例の全部を改正する条例の制定について

報告事項

報告第 2号 平成22年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

報告第 3号 平成22年度三春町一般会計予算事故繰越しについて

報告第 4号 平成22年度三春町水道事業会計予算の繰越しについて

報告第 5号 平成22年度三春町下水道事業等会計予算の繰越しについて

平成23年6月9日（木曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿	10番 渡辺 渡
11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫	13番 佐藤 一八
14番 渡邊 勝雄	15番 柳沼 一男	16番 本多 一安

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 原 毅 書記 近内 信二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	深谷 茂

総務課長	橋本国 春	財務課長	村上 正義
住民課長	橋本清 文	税務課長	佐久間 收
保健福祉課長	工藤浩 之	産業課長	新野 徳秋
建設課長	影山常 光	会計管理者兼 会計室長	吉田 功
企業局長	橋本良 孝		

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	大内 馨	生涯学習課長	遠藤 弘子

農業委員会会長	大石田 紘一
---------	--------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成23年6月9日（木曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑
- 第 7 議案の委員会付託
- 第 8 陳情事件の委員会付託

第 9 報告事項

6、会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

……………開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、平成23年三春町議会6月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、5番儀同公治君、6番日下部三枝君のご
両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より6月15日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議ありま
せんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって本定例会の会期は、本日より6月15日までの7日間と決定いたしました。
なお、会期日程につきましては、お配りいたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承
願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。
出納検査の結果について、監査委員より、平成22年度第12回、平成23年度第1回、第2回
の出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。
提出議案は、お手元にお配りいたしました「議案第44号 専決処分につき議会の承認を求める
ことについて」から「議案第50号 三春町議会議員定数条例の全部を改正する条例の制定につい
て」までの7議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

最初に町長挨拶並びに町提出議案の提案理由の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 6月定例会の開催にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要等について説明いた
します。

最初に、3月11日に発生しました東日本大震災関係についてであります。地震発生後、
道路等公共施設の災害状況確認、一人暮らし・高齢者等の安否確認、町民の避難者対応、2
千人に及ぶ相双地区からの避難者対応、救援物資の提供等、多くの町民の方々に大変お世話
になり感謝申し上げます。

また、道路、学校等の復旧工事につきましては、3月定例会中に議決いただきました災害
に関する補正予算で、現在までに町道116ヶ所、農道等農業施設16ヶ所、小中学校18

ヶ所等、全体で162ヶ所の工事に着手することができました。現在は補助事業による災害復旧事業と残された単独災害復旧事業の準備を進めているところであります。

次に、個人住宅等の災害状況についてであります。個人住宅、非住宅等の建物の全壊、半壊、一部損壊等が8百棟に及びました。被災されました方々に、改めてお見舞いを申し上げます。住宅の全壊、半壊された方には、国、県の義援金の交付と町からの災害見舞金の交付を行っているところであります。

次に、東京電力の原発事故に伴う被害対応についてであります。この事故による放射線は人体をはじめ、農作物、工業製品、観光等あらゆるものに被害を与えるという未曾有の災害であります。町では現在までに、現状把握に努めるために、小中学校等教育施設の放射能測定を4月中旬から、また、各地区の主なる施設の測定を5月上旬から始めました。

また、地区の不安を少しでも解消するために、地区自主防災会にお願いし、5月下旬から各地区独自に、測定を行っております。

次に、学校等教育施設の土壌の分析については、東北大学の協力を頂き5月中旬に実施いたしました。可能な限り放射線量を抑えるため、先日の議会全員協議会でご説明しました内容で、各学校等の校庭、園庭等の表土除去を行うことで進めております。

次に、農作物等の対応であります。現在は県が測定し公表しておりますが、町独自に農地等の土壌調査を実施することで現在進めております。また、食品等の放射能測定についても進めて参りたいと考えております。

また、今回の事故により損害を受けた団体等が連絡調整を図り、損害賠償措置等が迅速に行われることを主旨に、原子力損害に関する三春町関係団体連絡会議を5月17日に設置いたしました。

次に、相双地区の避難者対応等であります。現在は町民体育館等への一次避難、町内宿泊施設への二次避難がされておりますが、今後は仮設住宅での生活となります。現在、富岡町、葛尾村の仮設住宅の建設が進められております。計画ですと今月中旬から仮設住宅への移動が始まるとのことであります。

また、富岡町、葛尾村の役場機能を三春町へ移す準備が進められておりますので、町としては、町民の理解を頂き、富岡町、葛尾村の避難者の生活支援をして参りたいと考えております。

この2町村と三春町の3町村との連絡調整を図るため、3町村首長、議長による関係自治体連絡会議を設置致しましたので、この連絡会を中心に検討協議して参ることにしました。これらの情報については逐次町民の方々へ周知して参ります。

最初に申し上げましたとおり、この災害は従来経験したことのない災害であります。町としては、議会を始め、各種団体、町民の方々のご協力を頂き、対応して参る所存でありますのでよろしくお願いいたします。

次に、本年度計画した各種事業のうち、さくら湖マラソン大会等実施できない事業もありますが、できる限り計画した事業は実施する方向で進めて参りたいと考えております。特に、今年度の重点事業であります新中学校建設につきましては、敷地造成工事を既に発注しました。校舎建設工事もこの秋着工できるよう進めております。

それでは、今議会に提案いたしました議案についてであります。配布いたしました議案書、議案説明書のとおり専決処分につき承認を求める案件、条例の一部改正、人権擁護委員候補者の推薦について、補正予算等議案第44号から議案第49号までの6議案と、報告事項として、報告第2号から報告第5号の4件であります。補正予算につきましては、今回の災害

復旧事業費と原発事故に係る予算が主なるものであります。慎重に審議されまして、全議案可決、同意いただけますようお願いいたしまして、開会にあたっての挨拶といたします。

○議長 次に、議員提出議案の提案理由の説明を求めます。

8番陰山丈夫君！

○8番（陰山丈夫君） 議案第50号、「三春町議会議員定数条例の全部を改正する条例の制定について」。

三春町議会議員定数条例の全部を別紙のとおり改正する。

平成23年6月9日提出

提出者 三春町議会議員 陰山丈夫

賛成者 三春町議会議員 渡辺渡

提案理由を申し上げます。

本案は昨年9月定例議会において同様の条例案が議員提出され、賛成6、反対8、白票1、という投票結果にて否決されたことは周知の事実であります。しかしながら、このたびの東日本大震災に伴う全国的な景気低迷により、わが町の税収もかなり厳しいものになるものと考えざるを得ません。福島原発の事故が日本経済界を大きく揺り動かし、1品目で世界シェア8割を占める大企業でさえも、技術流出を覚悟で海外に生産拠点を移す方針等が報道されています。三春町においては、来春には開店できると予想されるヨークベニマル移転改築の明るいニュースはあるものの、現状では農商工業等の伸展について好ましい環境にあるとは考えられません。更に、三春町の人口は6月広報によりますと、この1年間で229人減の18,020人となっております。歯止めの掛からない人口減少が続いています。町税は景気低迷等による商工業の衰退、町に住所を有する労働者数の減少等が要因で減収の一途をたどっています。町はこのようなことも含め、あらゆる資料を基に多角的に検討して、定員適正化計画と人材育成から構成された少数精鋭の、町人事管理基本方針を議会に提示しました。このような町の現状と社会情勢の急激な変化に鑑み、この9月には町議会議員選挙を控えている時期ではありますが、再度提案すべきと考え上程した次第であります。

「議会は住民側にある」とよく言われますが、住民の声をどのようにして吸い上げるのか工夫のいるところでもあります。3月に数名で有志会を立ち上げ、全議員に呼びかけながら各地で懇談会を開催いたしました。懇談会での一端を申し上げますと「今までどうしてこのような懇談会が出来なかったのか」「今の議会の状況なら議員数はもっと減らしても良いのではないか」「議員報酬額を見たら若い人は議員になろうと思わないでしょう」「今後もこのような懇談会は続けて欲しい」「隣接市町との調整はどうなっているのか」「町に要望してもお金が無いの一言で片付けられてしまうので言っても仕方ない」「議員になる人は給料を取るために成るのでしょ」等、住民の本音の部分をお聴きすることが出来ました。そして最大の成果は行動を起こせば反応があるということでもあります。それぞれの地域が抱える問題もあり議員は住民と執行側の間に入り、町全体のバランスを計りながら議決権を行使するのが責務であるということを再認識させられた次第であります。

議会に関する条項は、地方自治法の第6章ですが、地方分権を推し進めるためには現行法の改正が必要との事で総務省は適時法を改正しており、地方議会の自由度を高めてきています。平成18年には議員は複数の常任委員会に所属できるように改正もされています。県内では矢祭町が議員報酬を日当制に、只見町は通年議会を採用し、会津若松市は議会基本条例の制定、石川町は議会報告会を開催しています。更に全国の地方自治体議会の動きを見ますと、定員数は少数精鋭主義の方向に舵を切り議会改革等に着手し、より以上に住民の声を吸

い上げようと様々な工夫を凝らす傾向が数多く見られます。

今まで申し述べてきました、このようなことから三春町議会議員定数16名を2名減らし、14名にすることは現下の社会、経済環境と法制度及び次代の町勢状況に合致しているものと考えます。

議員各位の良識の元に本案にご賛同いただき、是非、速やかに可決されますよう宜しくお願い申し上げます。以上です。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第44号から議案第50号までの提案理由の説明に対する質疑であります。議案第44号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第45号、「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第46号、「三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第47号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第48号、「平成23年度三春町一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第49号、「平成23年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第50号、「三春町議会議員定数条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第44号から議案第50号までは、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いをいたします。

…………… ● 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りしました陳情事件文書表のとおり、常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって陳情事件文書表のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。

…………… ● 報告事項について ……………

○議長 日程第9、報告事項について。「報告第2号 平成22年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて」、「報告第3号 平成22年度三春町一般会計予算事故繰り越しについて」、「報告第4号 平成22年度三春町水道事業会計予算の繰越しについて」、「報告第5号 平成22年度三春町下水道事業等会計予算の繰越しについて」町長より報告がありましたので、お手元に配布しておきましたのでご了承を願います。

…………… ● 散会宣言 ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました

(散会 午前10時23分)

平成23年6月10日（金曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿	10番 渡辺 渡
11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫	13番 佐藤 一八
14番 渡邊 勝雄	15番 柳沼 一男	16番 本多 一安

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 原 毅 書記 近内 信二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	深谷 茂

総務課長	橋本国春	財務課長	村上正義
住民課長	橋本清文	税務課長	佐久間收
保健福祉課長	工藤浩之	産業課長	新野徳秋
建設課長	影山常光	会計管理者兼 会計室長	吉田 功
企業局長	橋本良孝		

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤真弘
教育次長兼教育課長	大内 馨	生涯学習課長	遠藤弘子

農業委員会会長	大石田 紘一
---------	--------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成23年6月10日（金曜日） 午前10時開会
第1 一般質問

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。それではただ今より本日の会議を開きます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は質問席において、一問一答により行います。

質問の全体時間は、再々質問まで30分以内の時間制限であります。

通告による質問を順次許します。

14番渡邊勝雄君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○14番（渡邊勝雄君） 議長の許しを得ましたので、通告しておきました事項について一般質問をいたします。

質問の前に明日でちょうど3ヶ月を迎える東日本大震災。この大震災で亡くなられた方のご冥福と被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。国難と言われておりますこの大震災に際し、町と議会ではいち早く災害対策本部を設置し、なおかつ、各地域にも地区防災対策本部を立ち上げ町民の避難、地域の災害状況の把握に努めてきた訳ではありますが、原発事故により、浜通りの市町村より緊急避難者2千人以上の受入れ対応については、全町民の献身的な支援を私は高く評価するとともに誇りに思うものであります。

その上で、介護予防を目的とした白山福祉館の運営について伺います。かねてより、白山福祉館施設の運営は老朽化により、23年度で運営を廃止する予定であったが、この3月11日の大震災により施設の利用を中止せざるを得なくなった。その被害状況について、伺いたいと思います。

高齢化社会を迎えた今日、介護予防事業は町にとっては重要な課題であります。施設の利用者も増加傾向にあること。また、事業の再開を待っている人が多いことから、事業の実施を急ぐべきであると思うわけであります。この震災後の介護予防事業の展開とその進捗状況について詳細に伺いたいと思います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 1点目の質問にお答えいたします。

白山福祉館は、先の震災により敷地の一部が沈下し、壁の亀裂や床が下がるなどの被害を受けたため、耐震性や修繕費用を考慮し、今後の利用を取りやめることといたしました。したがって、今後は、白山福祉館を利用せずに、各地区集会所などを利用しながら、介護予防事業を継続して参ります。

この介護予防事業は、大きく2つの事業を実施しております。

1つ目は、特定高齢者通所型介護予防事業です。これは、介護を受ける必要はないが、生活機能が特に弱っている方を対象とし、原則3ヶ月間、個別指導で栄養指導や機能回復訓練などを行うものです。これまで白山福祉館を中心に実施していたものですが、平成22年度は、92人の方のご利用がございました。

2つ目は、一般高齢者介護予防教室です。これは高齢者全体を対象としており、体操や交流を図るメニューを中心として、年間を通じて随時開催しております。保健センターなど町内3ヶ所で実施しておりまして、延べ4,000人の参加がありました。

今後の介護予防事業の予定ですが、7月から、各地区の集会施設など5から7ヶ所を会場といたしまして、先ほどの特定及び一般の介護予防事業を再開いたします。利用希望者の生活機能の状態にもよりますが、週1回程度の参加できるよう計画しておりますので、再開まで今しばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝雄君） 今の答弁でございますが、各地域の施設で分散型の介護予防事業を進めて行くということでありますが、今までは白山福祉館を利用いたしまして1日、千円で入浴を含めて行われてきたわけでございますが、各地域の施設には入浴施設というのはありませんので、中にはですね、多くの方が入浴をしたいということで今までどおり、入浴の利用者に対してはどのような施設を利用して、この介護予防の運営に当たって行くのかをお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 お答えいたします。

この再開に先立ちまして、今までの利用者の方々の一人数の聞き取り調査を行いましたところ、残念ながらと言いますか入浴に関するご希望は数字の上では少のうございました。従いまして、今回地区の再開に当たりましては、まずは機能回復訓練、その他の関連の支援の作業等を中心に進めさせていただきまして、その入浴につきましてはご利用者の希望を伺いながら、町内で日帰り入浴施設の提供が可能な事業所等々に協力をお願いいたしまして、いわゆるカリキュラムの中で入浴といったメニューを実施したいというふうに考えております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 4番佐藤弘君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番（佐藤弘君） 先に通告してあります2件についてお尋ねいたします。

町の防災対策についてお尋ねいたします。今回の大震災と原発事故、町の防災体制はどうだったのか。今後、マグニチュード8クラスの地震が来るとも言われております。停電、断水、火災など一気に起きた場合の対応はできているのか。また、原発が更なる爆発を起こした場合、避難はどうするのか。速やかにきめ細かな防災体制を町民に周知すべきではないか。

そこで次の3点についてお伺いいたします。

第1に地震、火災等の避難場所は行政区毎に一つの場所を設けることなしに、行政区をまたがっても、複数ヶ所を設定することがよいのではと思っておりますがいかがでしょうか。

第2に災害に関する連絡であります。防災無線が使用出来ない状況も十分考えられます。町民に対する連絡、周知等どうするのか。更に災害の状況把握は誰がするのか。隣組のような小さな単位で連絡、状況把握ができる体制がよいのではと思っておりますが、また、行政区毎に担当職員の配置をしておくともよいのではと思っておりますが当局の考えをお聞かせ願います。

第3に更なる原子炉の爆発があった場合については、どのように考えておりますか、お尋ねいたします。以上。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 4番議員の質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、火災の場合は避難対象となる世帯が少ないので、各地区集会施設等の避難所を設定することで対応が可能であると思っております。地震の場合には、地区の被災状況などにより、設定した避難所へ避難することが困難な場合も想定されます。そういった

ことから、各地区に数ヶ所の避難所を設定し、大規模災害時には、いずれかの避難所に避難できるような体制を作っていきたいと考えております。現在、町内の広域的な避難所としては、三春町福祉会館、各学校の体育館など29ヶ所、各地区の避難所としては、各集会施設など51ヶ所が指定されており、それぞれに避難対象地区が設定されておりますが、これらの見直し等も行ないたいと考えております。

2点目でありますが、行政区毎に町職員を配置した場合、担当者が町内の被災状況により担当地域へ行くことができない場合も想定されますので、担当者配置を前提とした体制ではない、臨機応変に対応できる体制を考えたいと思います。そこで、災害時の連絡、状況把握につきましては、各地区の自主防災組織等にも協力をお願いした体制を作りたいと考えております。そのため、町の防災訓練時や各自主防災組織での防災訓練時に、連絡、状況把握の訓練がスムーズに行えるようなマニュアルを作成して災害時に備えていきたいと考えております。

3点目でありますが、原子力発電所については、1日も早い収束を願っているところではありますが、予断を許さない状況が続いておりますので、更なる緊急事態の対応についても、内部で検討を行っているところであります。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 2点目の問題でありますけれども、把握の問題。今回は三春町は他の町村と比べて被害等も少なかったというか、そういう意味ではあまり混乱をしなかったと思うんですけども、問題なのは今回、年寄りの老人、高齢者の世帯等、独り老人の世帯含めているんな形で把握がなされた。一つは民生委員の方がすぐ来て安全を確認していた。その後、消防団の方が回って来て被害を調査した。更にその後、字で組長を通して各戸の被害状況も調査をしたとこういう形が今回なされていたようでありますけれども、民生委員については聞くところによれば、当然、社会福祉協議会で行ったのではないかと。そうするとそれらの情報については、社会福祉協議会、それが横の形として防災本部を作ったと思うんですけども、当初から横の形として、どこでそういう時は点検に入るのか。それぞれ町として、社会福祉協議会として、消防としてばらばらに入ってというその辺について、今どうなっているのか。ちょっと心配になったというか、二重も三重もかけてその後、町当局に「どうなっているんですか。」「その辺は把握できているんですか。」とお尋ねしましたら、「まだ来ていない。」「まだ来ていない。」と言うか、それぞれ縦では把握をしているんですが、一本として収集をされていない。こういうような話があったもんですから、やはりその辺はきっちり一本化をして行く。ただ、より以上の災害に見舞われた場合の体制の作り方というのはかなり難しくなるだろうと。先ほどの話では「担当職員を置いても担当職員が動けるかどうか」という問題もある。」とこういう話。確かにその通りだと思うんです。民生委員の方が全部連絡がついて行けるかといってもそういう状態であれば幸いですけれども、そうでない場合もあるだろうと。したがって、その辺のことも含めて今後の対策を考えなければならないのではないかと、こう思っています。ただ、私としてはですね、やはり、今回もそうでありましたけれども、老人世帯が多いわけですからその心配をどう、誰が、すぐ把握をできるのかという、やっぱり、隣組的なところが一番先にできるのではないかと。したがって隣組長さんに把握をしろという事にするのか、そういう形をどこでどう作っていくのかというのは、行政区長さんも含めて防災本部での今後の話し合いだと思うんですけども、やはり

身近な人が身近な中で「OKだ」「大変だ」と、それをどこにという。そういう形に下からですね、作っていかないとならないのではないかと。それがやっぱりより以上の災害があった時に発揮できない。今の状態ではできないのではないかと心配がされますので、その辺について、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、3番目。非常に難しい問題だと思うんです。ただ、難しい問題なんですけれども、爆発がないと言い切れないところに私も頭を痛めている。ただ、いざ爆発が起きた場合は、一般的にはもう三春町は「全てだめだろう」と「逃げなければいけないだろう」とこういうような話がちまたでは出ていることも事実であります。したがって、その時に組織的に三春町は今のうちからですね、新潟の方に移ろうとかですね、そういう事ができるのか。多分、福島県あげて全部同じだろうと思いますので、そういう事はできないだろうと。ただ、そうなった場合にどうするのかというのは、十二分に話をし、早急に方向付けだけはしなければならぬだろうと。いつまで待って、今月中になんていう話ではないということも問題になるだろうと思うんですね。そういう中では一人ひとり、また、それぞれの家庭の中で、どうやっぱり、そういう場合に対処するのか。そのことを考えて行くことも必要ではないか。したがって、私は行政がそういう場合に全て出来るなどとは思ってはおりません。行政そのものが職員も含めて大変な状態になるわけでありますから、自分たちの家族を含めて、どう避難をするのかという。頭が真っ白な中で行政が組織的に動けるのかということ、中々そこまでは行かないだろうと思うのです。ただ、行政がそういう中でやるべき事はなにか。また、それぞれ個人個人が、やるべき事はなにかを含めてですね、整理をやっぱり図って行かなければならぬだろうと。そういう意味では、それぞれの家族の中で今の時点からですね、自分たちはそうなった場合にどこに避難できるのか、どこに避難したらよいのかも含めて考えて行かなければというか、考える材料を含めて行政が出してやるべきではないか。このように思っておりますので、そのことも含めてですね、早急に方向付けができる体制を、方向付けをですね、町民に示していただきたいと思います。以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 只今の再質問にお答えしたいと思います。

今回のような大震災といいますか、災害の際の確認をどうするのかというご質問ですけれども、今回もですね、今ご質問にありましたように区長さんを中心とする地区の自主防災会。それから、消防団、民生委員、町職員ということで高齢者なり、独り暮らしの家庭の確認を行いました。今回のやつをご説明いたしますと、今回11日に地震が発生していろんな対策をやりまして、独り暮らし高齢者の安否確認を夕方から始めまして、12日の午前中までに安否確認を830世帯の安否確認を終了しております。今、お質しありましたように、消防団が行ったり、役場の職員が行ったりそういうふうなことはありましたけれども、次の日の午前中までに830世帯の確認が終わったと。ただ、時間的にもう少し、何と言いますか、早くするためには、今お質しありましたようにもう少し役割分担ですね、それをどうするのかというのは私たちも今後の課題だというふうには考えております。それでですね、今回のそれを踏まえて4月、5月にですね、代表区長さんを中心とする自主防災会と消防団と町の意見交換。それからですね、民生委員さんと代表区長さんとの意見交換を行いました。今回のこの経験を踏まえて、今後のそういう確認、高齢者とかですね独り暮らしの家庭の確認をどうするのかということについては、災害時要援護者対策ということで、町として町の考え

方をいま整理しておりますので、それらを具体的に関係団体と協議をして詰めたいというふうに考えております。それです、各地区の自主防災会の活動を支援するというので、今回の補正予算にもそれらの対策費を少しではありますが計上をいたしました。以上であります。

○議長 鈴木町長！

○町長 再び原発が爆発したらどうするのかと、こういうふうなご質問でありますけれども、はっきり言ってこうだと言う答えは私は非常に難しくて答えられないことではないかと、こういうふうに思います。ただ、今回の原発の事故も私どもが考えてもいなかった、想定もできなかった事故、そして放射線の問題は非常に貴重な経験といいますか、教訓といいますかね、それがあったなとそう思っております。「爆発したら三春町民をどうするのか。」というね、今回の原発の事故でもそういう声が町民から電話などで寄せられたということも報告は受けておりますけれども、三春町町民がですね、全てどこかに避難できる場所があるのか、これはまさに不可能に近いと思います。というのは、そうなった場合を想定した場合にですね、三春町だけではありませんよね。当然、郡山市民あるいは田村市民。そういうことを考えた場合には、まさに不可能に近い話ではないかなという思いをしております。ただ、申し上げたようにですね、今回の教訓を今後にしっかり活かす努力と言いますかね、そういうことはしっかりしていきたいなとこんな思いをしております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 1点だけお聞きしたいと思いますけれども、今の爆発の問題でありますけれども、「今回の原発事故はまったく想定外だ。」こうよく言われます。ただ、これから爆発があるのではないかというのは想定外ではないと思いますね。考えられる問題であります。したがって提起をいたします。今、町長が答弁なされまして「答えられない」。まさに私もそのとおりだと思います。私も町民の方々から「どうすんだ」と「どうしたらよいのか」といわれます。私もお手上げです。町長の言うとおりの「三春がだめな時は福島みんなだめです」。避難といいますが全部一緒に避難。これはまさに、車でも何でも全部ストップだと思うんです。そういう意味では、答えがないある意味では避難不可能という、そういう状態の中で行政が何をすべきなのか。何ができるのか。そのことはやっぱり考えて行かなければならないことだと。もう一つは、先ほど言いましたけれども、行政として町民それぞれが、やっぱりとるべき行動といいますかね、それらについても提起をやっぱりすべきなのは。先ほど私はやっぱり、それぞれの家庭の中で個人の中で爆発した場合は何処に避難したらよいのか、どうしたらよいのか。そういう話をやっぱりきちっとしておく。そのことがまずは大事ではないかと。このような話を先ほどしましたけれども、それと合わせて町としてのやるべきこと、できること、方向付けについてはできるだけ早めに提示をしていただくと。今のところ提示できるかどうかの答弁がなかったものですから、そういう方向だけは提示していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 今回の震災、原発事故につきましてもですね、国県からの指示はまったくありませんでした。初めてのこういう体験の中で現場の状況をですね、その判断は町の独自の判断で行動を起こして参りました。それは通常ですね、我々町の内部、それからいろんな町の組織

ともどもですね、いろんな訓練をしてきたりですね、日常的に行ってきた行為、それが今回独自の判断という形で活かされたなというふうに思っております。したがってですね、今の件につきましてもですね、やはりその時の実態状況、こういうものを的確に捉えて、臨機応変にという言葉が適切かどうか分かりませんが、しっかり状況判断をしながら町民の安全を守っていくとこういうことになるのではないかなと思っております。

○議長 第2の質問を許します。

○4番(佐藤弘君) 県内の原子力発電所についてであります。県内のすべての原子力発電所について廃炉にすべきと思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 福島第一原子力発電所の事故により、継続して原子力発電を行っていくことについての理解は、もはや得られないものと認識をいたします。

原子力発電に対する安全神話が崩壊したものであり、今後は再生可能な自然エネルギーの政策を高めていくことで、段階的に原子力発電所を廃炉としていくことが現実的ではないかとそういうふうに思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 12番小林鶴夫君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○12番(小林鶴夫君) 議長の許可により先に通告いたしました3点について質問させていただきます。

始めはですね、千年に一度といわれる大震災、それに伴う大津波、それによってもただされた原発事故と。原発事故を除いてもですね、この被害はですね、第二次大戦以降最大と言われておるようです。想定外と弁解しながらもですね、決してそうではなかったと思われる原発事故。この放射線の値は決して予断を許さない状況となっております。放射線量に関しましては政府がですね、4月19日に福島県内の学校等の校舎校庭の利用判断における暫定的な考え方を発表いたしました。これに基づいて文部科学省はですね、福島県教育委員会に通知して参りました。その内容がですね、翌20日に町の教育委員会から保育所、幼稚園、小中学校に、保護者に配布されたと聞いております。その内容はですね、放射線基準は小学生以下であれば高さ50cm、中学校では1mで1時間当たり3.8マイクロシーベルトとの値でした。この値を単純計算すればですね、年間33ミリシーベルトになりましてですね、文部科学省は1日当たり屋外で8時間、屋内で16時間であれば年間20ミリシーベルト以内に、このくらいであれば直ちに健康に被害を及ぼすことはないであろうとの見解でした。それまでの一般人へのですね、基準が年間1ミリシーベルトの一挙20倍となった値と発表されました。文科省はですね、安全と学業継続という社会的便益を兼ねて判断したとの説明でしたが、高すぎる値であると多くの人から心配の声が上がったことをご存知のとおりであります。このためかですね、5月26日に文部科学省は学校などの教育間での暫定的な基準は維持しながらも学校での生活では年間1ミリシーベルト以下を最終目標にするという方針が出されました。三春町の放射線はですね、街中では比較的低い値ですが、沢石、御木沢、岩江地区では比較的高くですね、特に岩江地区ではですね、郡山に準ずる値となっております。郡山ではですね、4月末あたりから教育施設の表土の除去が始まったようです。このよ

うな背景からかですね、三春町の教育施設でもですね、表土の入れ替えが5月決定しまして5月27日あたりからですね、保護者に知らされたようです。このように教育施設のグラウンドの表土の入れ替えは大変大きな安心材料となっております。

しかしですね、始めの質問になりますけれども、保育所や幼稚園ではですね、保護者の要望ですね、校外活動は大幅に自粛していると聞いております。表土を入れ替えてもですね、従前のようなですね、活動には戻らないのではないのかなと。その結果、屋内での活動が増えると考えられます。既に第2保育所でのですね、子育て支援センターの活動はこの夏は中止の方向とも聞いておりますし、この後、1番議員から暑さ対策のためにですね、小中学校全教室にエアコンを設置すべきとの質問予定もありますけれども、私は百歩譲ってですね、まずは保育所と幼稚園に扇風機の増設だけでなくエアコンを導入していただきたいと思えます。

2番目にですね、岩江中学校の地形の関係から校舎がグラウンドより格段に低い位置に建てられております。そのため、校舎の2階部分がですね、ちょうど学校の地面と平行になっている形状です。放射能を含んだ土や砂ぼこりを入れないために窓を閉める機会が増えると思います。この暑さ対策にですね、OBや父兄ではアサガオやゴーヤなどで緑のカーテンを作るという予定もあるようですが、やはり生徒のためにですね、この場所にはですね、やっぱりクーラーが必要ではないかと思えますけれども町の考え方をお伺いいたします。

3番目に安心を得るにはですね、正しい情報が必要となります。放射線積算計はですね、学校の先生には県から5月27日に配布され、登校時から下校時まで身に付けてですね、6月1日から2か月間の積算データの計測が始まったそうですが、これはあくまでも学校だけの生活となります。その積算計をですね、児童生徒にも常時携帯させて正しい値を把握した方が安心材料になるのではないかと思います。既に全児童に配付した町もありますし、本日の新聞では伊達市では中学生以下全ての生徒児童にですね、全員に配布して7月上旬に配付してですね、という記事が今日の福島民報にも出ておりました。我が町ではですね、すぐには無理でもですね、さしあたって代表あるいはですね、希望者だけでも放射線積算計を計測してですね、より安心な材料になると思いますのでこの町の考えをお伺いします。

4番目にこれから勢い良く雑草が生長いたします。刈り取った雑草はですね、焼却ごみとして町の焼却場で焼却すれば安全ということがですね、各種の会合や勉強会などで伝えられております。その根拠といたしましては、ダイオキシンと同様、放射物質はフィルターに吸着されるからとの説明ですが、表土入れ替えで実験したような具体的なデータが必要かと思えますけれどもそれらはあるのでしょうか。それともこれからの実験になるのでしょうか。実際には焼却しないでですね、その付近に積み置かれるものが多いと思えますけれども、それらに対するの検証やデータは今後どのようになさるのかお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 私の方から1点目から3点目までお答えをいたします。4点目は担当部署でお答えいたします。

1点目につきまして、保育所幼稚園へのクーラー設置の考え方についてお答えをいたします。まず、これまでの保育所幼稚園へのエアコンの設置状況についてでございますが、各施設の必要性に応じて平成17年度から設置して参りました。現在は、保育所幼稚園の全ての

午睡室と施設の風通しの具合などを考慮して保育室や職員室に設置しております。今後は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、子どもたちや保護者の皆さんの安全安心を高めるために、学校を含めた年次計画を定め、クーラーの設置を進めて参りたいと考えております。

次に、岩江中学校の校舎と校庭の配置に関係した暑さ対策についてお答えをいたします。岩江中学校におきましては、東からの日ざしが強いことから校庭側の社会科教室、2教室にエアコンを設置しております。なお、この夏の対策といたしましては、各学級当たり4台の扇風機を準備いたします。また、岩江中学校独自に先ほど議員さんからありましたようにゴーヤの植栽による緑のカーテンを設置する取り組みもすでに始まっております。さらに、現在、発注事務を進めております校庭等の表土除去による放射線量低減対策に、大きな期待を寄せております。

次に、3点目の累積放射線計を児童、生徒等に携帯させることについてお答えをいたします。現在、町で検討しておりますのは、子どもたち個人の蓄積放射線量を測定するガラスバッジを子どもたちに付けてもらうことを検討しております。また、それを読み取る機器のリースや購入についても検討しております。個人情報に配慮しながらの施策になりますので、保護者の皆さんや学校の意見を聞くなど、慎重に検討して参りたいと考えております。

○議長 橋本住民課長！

○住民課長 4点目のご質問でございますが、刈り取った雑草など焼却場での焼却についてでございますが、環境省では、災害がれき等の処理についてはバグフィルターを採用するとの報道がありました。

このバグフィルター付焼却炉は、本来、排ガスに含まれるばいじん、有害ガス、ダイオキシン類を除去するものでございますが、セシウムもほぼ100%吸着できるとの資料が国立環境研究所から出されております。

田村広域行政組合で管理する田村西部環境センターの焼却炉には、このバグフィルター設備が装備されておりますので、ダイオキシン類を含め大気への放射性物質の拡散はありません。今後も計測検証しながら進めてまいりたいと考えます。

また、刈り取った草のことでございますが、地区のクリーンアップ活動での雑草等については、今までどおり清掃センターへの搬入を受けております。

なお、クリーンアップ活動を行なう際には、事前に担当課である住民課と協議の上、進めてくださるようお願いしたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） 只今の教育長のですね答弁で、やはり当面はクーラーの増設は非だなという理解となりましたけれども、例えばですね、先ほど申しましたとおり子育て支援センターの活動もこれでもう中止しちゃうんだということが本当に決まったらですね、それでも止むを得ないと思うのかですね、そこいら辺のお考えをですねちょっと伺いたいということです。

それから積算放射線の件ですけれども、ガラスバッジというのは私ちょっとどういうのかわかりませんが、その配置がですね、いつ頃になるのか。それと先生方にはですね、積算計はもう配置されているということなんですけれども、現在、各施設で各何本くらい配置されているのかですね。それから、新聞報道によると6月から2か月間の計測ということなんですけれども、中間の1ヶ月くらいで何か計測する予定があるのか。そこいら辺をした

いと思います。

それから、今の焼却場のごみの件ですけれども、今のご説明で今のフィルターでは大丈夫ということ、一つの安心材料ではありますけれども、やはり事が起きてからでは遅いと思いますのでですね、やはりこの焼却場近辺のですね、データも追加計測していただきたいと思っています。

それから、これはちょっと今回の質問とちょっと外れるかもしれませんが、一昨日ですね、6月8日に「まほら」でまちづくり懇談会がありましてですね、「放射能と子どもたちの安全」というテーマでやりました。若いお母さんがたくさん参加しておりました。その時のあれではですね、外部被爆もさることながら食品による内部被爆を大変心配されて、涙を流しているお母さんもいらっしゃいました。その席では、「せめて給食の食材だけでもですね、放射能を管理してほしい。」というお話がありました。その席上、「そういう事も検討しましょう。」という発言もありましてけれども、今後ですね、特に給食の食品に関してどういうふうになさるのかですね、お聞かせ願えればと思います。その時のちょっと会合の事ですね、「町としてはともかく専門化がないのだ。」と確かにそのとおりですけれども、それだけの答弁ですと益々お母さんたちはですね、不安になってしまうんじゃないかと思います。現在、東北大学の先生方の協力を得てですね、いろんな土壌測定などもしております。併せてですね、そういう先生方に食品についてもですね、アドバイスをいただければお母さん方も安心するのではないのかなと思います。そこいら辺の考えをお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

教育課長！

○教育課長 1点目と2点目につきましてお答え申し上げます。

まず、子育て支援センターの活動でございますけれども、いま保健センターですか、町の保健福祉課が入っている建物でございますけれども、それらを有効に利用してそちらの活動も一部行わせていただきたいということで、担当課と協議を行ったところでございます。

それから、2番目の線量計の関係でございますけれども各小中学校、幼稚園、保育所に積算線量計が各1台配備されております。それから、小中学校には線量計ですね、これが1台ずつ配備されております。なお、数が間に合わないことから、沢石小中については一緒にやっていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長 遠藤教育長！

○教育長 各学校にいま配付になっている2ヶ月ですね記録、途中経過があるのかということではありますが、それにつきましては、途中でですね、報告を頂くということにして参ります。それから、食品のことがございましたが、今学校ではですね、必ず納品書にはですね、どこ産の物であるということが書いてございます。学校では安全を確認してですね、給食に提供しておりますので今後とも情報を得ながらですね、各学校ではやっていくように指導して参ります。安全安心な食品を児童生徒に提供して参りたいと思っております。以上でございます。

ガラスバッジの配付時期ですね、これは先ほど申し上げましたように個人情報が含まれております。このお子さんはどのくらい被爆したかということになろうかと思っておりますので、これは、希望を取りながらですね、慎重に進めて参りたいと思っております。ただ、できるだけ早くですね、付けた方が安心だと思いますので、そちらとの兼ね合いも考えながら進めて参りたいと思っております。

○議長 橋本住民課長！

○住民課長 近辺の計測検証なんですが、注意深くやりながら進めて参りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番(小林鶴夫君) 質問にはならないのかも知れませんが、この問題はたくさん多くの問題が含まれますので、ともかくご父兄にですね、安心の材料を提供していただくようにですね、お願ひしてこの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 第2の質問を許します。

○12番(小林鶴夫君) 2番目の質問は三春町におけるエネルギーの取組みについてお伺いします。今回の原発事故を契機にですね、世界的にエネルギーの在り方が見直され、ドイツでは既に2022年に全ての原発を廃止するという報道が先日、報道されておりました。日本の原発はですね、民営でありますけれども昭和30年代から国策としてですね、強力で推進されたと思います。現在はですね、アメリカの109基、フランスの59基に次いでですね、現在日本は55基の世界第3位の原発大国になっております。そしてその発電総量は、日本の中で発電総量はですね、約30%近くになっていることはご存知かなと思います。一方ですね、日本の陸地はですね、地球規模で見ますと陸地は全世界のたった0.3%。世界の地震の約10%は日本付近で発生しております。その場所にですね、世界の原発の13%が立地しているという事実を先般知りましてですね、地震列島の日本の原発がいかに危険であるかということが改めて分かりました。

1番目にですね、我が三春町はですね、県内の自治体に先駆けまして温暖化防止を目的にですね、130ページに渡る、ここに手元に私持っておりますけれども、三春町新エネルギービジョンというものを平成12年3月に作成されております。内容は専門的で少々難しい面もありますけれども、立派な計画書だと思っております。残念ながらこのような計画があることはですね、ほとんどの町民は知らないと思ひますし、あるいは役場内でも知らない若い人がいるかも知れません。ここではですね、平成12年から22年度末、11年間の間にですね、計画になっております。第6次長期計画にも引き継がれております。その中では2001年から2005年を第1段階、2006年から2010年を第2段階として、太陽、風力、水力、廃棄物エネルギーや環境にやさしい自動車の導入等についてですね、プログラムが決められて、改めて読み直すとは素晴らしい内容だなと思っております。この終了の期間は22年度末、つい先日になるわけですがこの三春町新エネルギービジョンのですね、実績はですね、100点満点とした場合にですね、何点と評価されるのか。また、満足できなかったですね、要因は何であったか具体的にお聞かせ願ひたいと思ひます。

2番目に原発事故を契機にですね、代替エネルギーの議論が活発になっております。政府の復興構想会議でもですね、福島県は自然エネルギーの特区にして原発に依存しないエネルギーと経済を求めて、世界に希望を与えるようにするという見解が既に出されております。三春からの委員である玄侑宗久氏もそれに賛成してですね、宗久氏も「地震国日本にふさわしい発電を福島県で研究発展させるべきだ。」と提言しております。昨日の新聞にもですね、政府の新成長戦略会議で「革新的エネルギーや環境選択を年内に作成する。」と報じられて、その責任者が地元の玄葉光一郎代議士となっております。一方、三春ダムでは平成10年の

稼働からですね、自家消費用としてダムに2つの水力発電設備があります。最大2千kWも発電しております。余った電力はなんと年間数千万円という情報をこの間、聞いて参りました。エネルギーはですね、昔はですね、水車や小さな水力発電で地産地消があったんですけどもこれも国策の大きな基にですね、電力会社にまとめられてしまった。しかし、これからはですね、地産地消に開扉するものと思われまます。このためにもですね、現在のダムの水力を活用すれば、相当大きな電力が得られると思ひます。先行して検討する価値が十分にあると思ひますのでですね、この水力の活用もこのビジョンのプログラムに2010年までに導入と計画がされておりますけれども、町の今後の考え方をお伺ひします。

3番目にですね、三春町はですね、非常に勾配の多い所で小中規模の水力発電に適していると思ひます。三春町史によれば、工業用原動力の採択の意見が明治32年3月に出された。日本化学の前身となる三春電気株式会社が大滝根川に125kWの水力発電機を作る。明治42年9月に町中に電灯をともしております。その後、大正時代にも水力発電が増設され、日本化学はですね、三春町の工事まではその電力を利用していた歴史があるようござひます。その当時の装置が柴原のですね、町長の家の前にも展示されております。この他、木屑や家畜の排泄物を利用したバイオマス発電の可能性もあると思ひます。先に作成した三春町新エネルギービジョンをですね、再度見直ししてですね、地域の雇用を目指して新しいエネルギーの取組みが不可欠と思ひますけれども町の考えをお伺ひします。

4番目にですね、今年の3月に策定された三春町地球温暖化対策計画というものが作成されました。これはですね、向こう5年間、平成27年度までのですね、温暖化実行計画ですけれども、その目標がですね、毎年わずか1%、5年間でたったの5%となっております。京都議定書の計画でもですね、2008年からの5年間、12年までの5年間で6%の目標でした。これでは少なすぎるということで政府は、2020年までの温室効果ガスを1990年レベルでですね、25%削減するという方針をだしている。このような状況下でですね、今回の災害でエネルギーの節約が叫ばれている中でですね、5%の目標はちょっと低すぎると思ひますので町の見解をお伺ひします。

また、この目標がですね、金額換算でどれくらいになるのか。毎月、毎年どれくらいになるのかお伺ひいたします。

5番目にですね、平成21年の12月定例会で「太陽光の導入や補助、融資制度を具体的にすべき。」と私は質問させていただきました。当時の住民課長はですね、「国の動向を見極めながら検討する。」との答弁でございました。それから、1年半がたちましたので太陽光発電での補助制度、その後の検討結果ですね、補助制度の実施時期についてお伺ひいたします。以上です。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本住民課長！

○住民課長 先ず、平成12年3月に策定された三春町地域新エネルギービジョンの実績についてでございますが、さくら湖自然観察ステーションに整備した太陽光発電や風力発電、田村西部環境センターでの廃棄物を熱に替えての活性化施設での利用、あるいは三春の里田園生活館への給湯を化石燃料からバイオマス燃料に転換したことなど新エネルギーに関する啓発のための事業を進めて参りました。このことにより、一定の効果はあったと認識しております。

2点目の三春ダムについてでございますが、この施設は国の施設でございます。多目的ダムとして利水計画に基づいて整備されたものであります。この施設管理や水質保全のため、電気供給源として発電所を2基整備したものであり、ダム施設は今や自己完結しているものであります。新たに利用介入することは難しいことと考えております。

3点目の新エネルギーへの取り組みについてでございますが、国も再生可能エネルギーを推進していくとのことがあり、今後エネルギー政策にも変化が出てくると思われまます。国の動向をみながら、併せて先のビジョン、三春町のビジョンとしてきた再生可能なエネルギーの検証、検討をして参りたいと考えてます。

4点目の昨年度に策定した三春町地球温暖化実行計画の低減目標値の見直しについてでございますが、平成13年度に第1次実行計画書を策定し、以来、低減のための努力を進めてきた結果での今回の目標値であります。

なお、年1%という目標値ではありますが、これに拘ることなく、職員皆で出来る限りの努力をして参りたいと考えております。次年度以降につきまして、結果をみて、見直し等の必要性を検討して参りたいと考えております。

5点目の太陽光発電に係る補助制度でございますが、これにつきましては、全量買取制度の導入等のこともあり、まだまだ不確定要素が多々ございますので、今後の国における再生可能エネルギー政策の動向を見極めて検討して参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） この計画に対してはですね、点数の評価は残念ながら頂けませんでした。一方ですね、ダムを「あれは活用できないんだ。」と木で鼻をくくったようなですね、答弁では。まさにこれはですね、ピンチはチャンスだと思うんですね。まず、そういうことを検討していただきたいと思います。ものすごい発電量ができると思いますので、まさにこれが、現在国が求めているものだと思いますので、「ただ無理だ」ということではですね、何も進まないと思いますので、その点をよろしくお願いいたします。それから、いろいろ質問したいこともございますけれども時間の関係でですね、ほどほどにしますけれども。あと、温暖化についてもですね、これは前にもお話ししましたけれども、私は民間からの経験でですね、民間では温暖化以前に経費の節減でしょっちゅうこの節電を言われていたんですね。ところが今この庁内を見てもですね、本当にそれが個人個人に浸透しているのかなと大変疑問に思います。例えば私の全員協議会室だっていなくても電気はついている。あちこち明るいところに電気がついている。この間、三春ダムに行ったらですね、中は真っ暗でした。あそこは自前で発電しているのにですね、中が本当に暗かったですね。そのくらいの気持ちでですね、やらないと何も進まないと思いますのでですね、もう既にどういうふうでですね、個人個人に啓発されているのか。大変私は疑問に思いますので、よろしくお願ひします。相当の金額になると思います。金額ベースのいま、ご返答がいただけませんでしたけれども、すごい金額になると思っておりますので改めてよろしくお願ひします。

○議長 答弁いりませんね。

どれが欲しいのですか。

○12番（小林鶴夫君） 限定しません。町長さんお任せします。

○議長 答弁しますか。

鈴木町長！

○町長 三春ダムに水力発電をというご質問がありましてけれども、小林議員、ダム建設の経過、内容等をご承知かと思っておりますけれども、ダムは関係自治体ですね、いろいろ水利権も含めてですね、負担をして決定をしてダムの建設が進められてきております。ですから、もう完成をして10年も過ぎた今になってですね、自給自足という考え方で三春町がね、三春ダムに「水力発電所を造ってくれ」ということは、とてもできる話ではない。国の国家事業としてやるならこれは別ですけども、水利権問題だってね、関係自治体がね、大変な課題として捉えながら、現在だってそれぞれ負担をしているわけでありまして。ですから、途中からそういう問題に介入するということは、私はまったく不可能だとかこういうふうに思っております。

○議長 第3の質問を許します。

○12番(小林鶴夫君) 最後は通年型観光の取組みについてです。観光についてはいろいろな問題があるためにですね、このところ毎回質問させていただいておりますけれども、今年の滝桜は思っても見なかった災害の影響で寂しく終わってしまいました。しかし、天候に恵まれてですね、満開になった4月24日、日曜日は朝から晩まで激しい渋滞となりました。ですね、どんな災害があっても滝桜の力は凄いなと改めて感じました。

1番目にですね、6,300万の収入予算を計上した観桜料が零となった。一方指定管理の業務の予算はですね、4,300万の支出に対して700万と大幅に減となったと。全体としての支出も少なくなりましたが、今年の観桜料の収入不足をどのような策で補うのかお伺いいたします。

2番目に滝桜観光が不振になると益々通年型観光の振興が必要と思っております。前回の3月定例議会でもですね、三春町観光ビジョンをですね、「今年度中に作成する。」との答弁がございました。その後の進捗状況や通年型観光の取組みについて当面の策と長期的な策をお伺いいたします。

最後に原発事故でですね、こちらに避難されている大熊町や富岡町の方にですね、ボランティアの一環としてちょっと映画を上映させてもらっています。渥美清の寅さんなんかは、大変人気があって観てくれております。それまでのですね、上映の待ち時間に何回も今までもお知らせしますが、昭和60年代のですね、三春の歴史と文化を紹介した映像を流しておりますと皆さん本当によく見てくれますねこれ、「もっと見たい」と「もう時間だから」と途中で切ると「もっと見たい」と言っております。このDVDを参考にですね、今年の12月の議会から今年の3月議会でもですね、「作ります」という約束をしておりますので、このDVDのですね、作成時期がいつになるのか具体的に教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 今回の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故は、三春町にも大きな被害をもたらしたことでございます。今後、事故の影響がいつまで続くのか、町民の皆さんは不安な日々を過ごしていらっしゃると思っております。

この原発事故により、今年の春の滝桜観光が大きな影響を受けたことは、三春町にとりましても大変残念な結果でございました。しかし、高速道路、JR等が予想以上に早く復旧したこともありまして、4月11日から5月8日までの間に、推計で約15万人の観光客が滝桜を訪れたということから、改めて滝桜の魅力と実力が証明されたものと考えております。

1点目につきましては、今回の大震災と原発事故の状況を勘案し、滝桜観光については最小限の対策としまして、観桜料の徴収は行わないこととしました。

ご承知のとおり滝桜観桜料は、指定管理業務のほかに、滝桜の保護・保存や周辺環境整備等いくつかの事業にお金を充当しております。これらの事業予算につきましては、出来る限りの節減に努めつつ一般財源で対応して参りたいと考えております。

2点目についてであります、当面の対策としましては、やはり風評被害の払拭、これが重要であると考えております。三春町の安全性を外に発信して参りたいと考えております。これまでも、例えば4月16、17日には山梨県北杜市において、5月1日には東京都目黒区におきまして観光PR、それから三春野菜の直売会こういったものを行っております。それぞれ好評をいただいたところでございます。また、明日6月11とそれから明後日の12日にも目黒区の方で催しに参加をして参ります。今後とも機をとらえながら、積極的に三春町のPRを実施したいと考えております。

長期的な対策としましては、三春町の通年型観光の方針となります（仮称）三春町観光ビジョンこれをやはり早期に策定することであろうと考えます。その中で通年型観光の方向性を見だし、観光資源の掘り出しを行いながら、それを組み立て、育成し、息の長い取り組みにつなげていきたいと考えております。ビジョンの策定につきましては、関係団体等からも参加をいただきながら、幅広いご意見をいただき進めて参りたいと考えております。

3点目についてであります、本格的な観光PR用DVDの作成につきましては、今年度中に策定予定の三春町観光ビジョンの中で、情報発信の一手法としての位置付けを行いながら、所要の予算を確保し、1年程度の期間をかけて制作を行って参りたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） やっとですね、この新しいDVDを今年度中になんとかすると具体的な答弁をいただきまして、よろしくをお願いいたします。

通年型観光は、これも何回もやり取りしているわけなんです。3月の議会ですかね、「観光協会のホームページを見てもですね三春の見どころは何も出てこないよ。」と申し上げましたら、4月の中旬くらいからこのマップだけがですね、出てくるようになりました。ちょっとまだ寂しいんじゃないかなと思いますけれども産業課長さん、いかがでございますか。せめてですね、例えば三春町のホームページをアクセスすると、三春の先だと何でしたっけ、見どころですか、ちょっと忘れましてけれども、すばらしい歴史からなんか全部書いてあります。それにジャンプするようにですね、工夫するだけでもですね、ずいぶん変わるじゃないかと思っています。そこいら辺のですね、観光協会のPRの仕方もですね、産業課長としてもですね、改めてまた考えていただきたいと思います。

我が町はですね、それこそ戦国時代、江戸時代、明治維新、現在まで本当に歴史のある町です。そういうものがですね、残念ながらこういうものにはあまり出てこないですね。以前に8番議員がですね、大きなマップではなくてですね、ポケット版のものを作っているんなものの情報を作れば、それは必ず残されるのではないかとということも提案されております。これは、猪苗代町の観光協会が作ったポケット版の観光案内、これは歴史から何から全部書いてあります。こういう物をですね、製作してですね、やはり通年型観光というものにですね、つなげていきたいと思っております。ご答弁よろしくをお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 観光協会のホームページの件、それからマップ等々につきましては、議員ご指摘の内容、十分に検討させていただきましてできるものから順次、進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番(小林鶴夫君) 今回の答弁でもですね、まだやっぱり「検討します。」というあれが多くてですね、いわゆる「何時になるのか。」と言う、いわゆる民間で言います5W1H、最近では民間ではハウマッチが付いて5W2Hという言葉がありますけれどもですね、やはり今のご答弁でもですね、まだまだ正直言って、物足りないなという感じがいたします。多くの町民でもですね、そういうことを言うておりますのでですね、やはりきちっとした計画を立てた上でですね、観光を進めていただきたいと思いますので、最後の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 通年型観光の基本となります観光ビジョン、これにつきましては今年度中に策定を目指して進めさせていただきます。その中で今ほど出ましたいろいろな情報発信の手段、これもきちっとした位置付けをしながら、出来るものは先に進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 13番佐藤一八君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○13番(佐藤一八君) 先に通告しておきました事項について質問いたします。

始めに3月11日に起きました東日本大震災。本県においては、東電原発事故問題が大きな問題であります。この事故により我が町に避難を余儀なくされている相双地区の皆様へ心からご察し申し上げたいと思っております。1日も早く原発事故が収束され、早く元の生活に戻れますことを心からお祈り申し上げたいと思っております。

それでは第1の質問をいたします。中郷交流館増設についてであります。中郷交流館は中郷地区の中心的集会の場所であり、三春ダム建設時に中郷小学校、幼稚園、交流館が移転され現在に至っております。当時、自然環境にやさしく設計され、建設されたとお聞きしました。中郷行政区は11地区で現在約430戸、まちづくり協会を始め、各種団体の会合の場であり、今の交流館スペースは畳36畳で、まちづくり協会等ちょっとした会合をするためには、ほか地区の施設を借りないと出来ないのであります。ちょっと不便さを感じております。現在の畳敷きの脇に増設するだけのスペースがあり、増設場所は十分あると思っております。町の考えをお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 お答えをいたします。中郷地区交流館が狭いために、施設利用に不便をきたしていることは、以前よりご指摘をいただいていたところであります。

中郷地区の中心的集会の場所でありながら、手狭なために自然観察ステーションなどその機能を求めて利用されるなど、地区の方々のご苦勞は十分承知しているところであります。

ご質問の増築についてであります。増築する場合に建築構造上の強度や建築基準法の問題がどうなのか、また、費用がどの程度かかるのかなどを早急に検討したうえで、地区の皆様と協議や相談をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○13番(佐藤一八君) 第2の質問をいたします。我が町の農業は大丈夫なのかについてであります。

1、東日本大震災、福島第一原発事故により、放射性物質検出により農作物の出荷制限や風評被害などで農家への被害は多くなったと思います。葉たばこは県下一斉に耕作を休止したり、ハウス野菜について以前はきゅうり、かぶ、ほうれん草など、また、路地しいたけまでも出荷停止状態。また、家畜農家にしてもわらや草等の餌でも心配であったと思います。スーパーで売っていた野菜等は他県産の物が多く、地元産の物はあまり出ていませんでした。私のところにも、昨年収穫された米やじゃがいもまでもが「大丈夫なのか。」などの問い合わせがありました。私たちはあの事故以来、毎日、テレビや新聞報道によると、よくマイクロシーベルト、ヨウ素、セシウム、ベクレル、また、本日には新たにストロンチウムなどが報道されておりますが、一般的にはよく理解されてはいないのではないかと思います。今になると余計ひらき直り、「なるようにしかならない」と半分諦めの方が多いいと思います。この3ヶ月たつ今、振り返って見て対応策は的確に行われていたのかについてお伺いいたします。

2、これからの農家にとっては野菜の収穫時期を迎えます。我が町では、ブロッコリーやピーマンの出荷時期を迎え風評被害が市場などで、福島産の野菜は安値が心配される場所でもあります。作付けされた農作物が捨値ではとても苦労だけが残し、収入面には減少されることなく、少しでも多くの利益を上げる方策が必要と思っております。町としても風評被害の防止策は極めて重要となり、対象となる農家に対する補償内容について、先日、各地区で説明会がありましたが不安が募らないようにJA等と協議の上、納得のいく対策も必要と思っております。これらについてもお伺いいたします。

3、町は県や国等へ安全基準を設け徹底した検査を行い、基準の妥当性、流通している農産物の安全性などについて、安全安心に食べていただける基準を示し、消費者へ納得できる説明をすることが不安を取り除くことだと考えられる。これらについて、今後、町ではどのように対応策を行っていくのかについてお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。農産物への放射性物質の影響については、県のモニタリング調査の結果に基づき出荷や摂取が制限され、また解除がされております。

町内には、市場等へ直接出荷される方や直売に取り組んでいる農家もあることから、広く町民に対し、県で作成した技術情報に基づき、作物の栽培管理や農作業の安全確保について、JAや田村市、小野町とも連携を図りながら、町広報、折り込みチラシ、防災無線、及びホームページにより情報を提供してきたところであります。

農産物の販売対策としては、4月23、24日に農業委員とともに、町直売所連合会による農産物直売会の運営支援を行い、5月1日には目黒区内において、農産物の直売を行って

おります。また、東日本大震災学習会を2度開催し、他にも、まちづくり協会による出前懇談会での説明、JAによる損害賠償説明会や講演会の開催支援等を行ってきました。これらの取組は、テレビや新聞などでもとりあげられ、風評被害に立ち向かう町農業の姿を示すことができたものと考えております。

2点目の農家の損害賠償請求については、一部の生産者団体に属する方を除き、原則としてJAグループや、その他の生産者団体により組織されたJAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会を経由して、月ごとに東京電力に対し一括請求することとなりました。これは、JA系統に出荷されている方も、それ以外の取引先へ出荷されている方も、提出書類の記入内容に若干の相違はあっても、同様の手続きとなります。なお、書類提出の窓口は、JAたむらの各支店、またはアグリ事業所となります。これらの損害賠償請求が円滑に行われるよう、町としても必要な支援を行ってまいります。

なお、今回の原発事故に関しては、損害の範囲が国より指針として示されております。4月28日に発表された第一次指針においては、政府の指示として行われた出荷制限などの区域や、その期間が損害の範囲とされました。5月31日に発表された第二次指針においては、前回指針で先送りされた、いわゆる風評被害なども含まれ、福島県内において産出された全ての農畜産物が損害の範囲とされました。これら指針については、あくまでも現時点における損害の範囲と考えられ、今後、7月の中間指針策定に向けてさらに検討がされていくものと考えております。

原子力事故は、農業に限らず町内のあらゆる産業において、深刻な影響を与えております。町では損害賠償請求に適切に対応するため、5月17日に三春町関係団体連絡会議を設立し、情報提供や要望のとりまとめ、勉強会の開催などをおし、支援に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

3点目の農産物や食品の安全については、県により、週に一度の頻度で農産物のモニタリング調査が実施されています。国では、モニタリング調査の結果により、食品衛生法により定められた暫定基準に照らし、基準を超えた物について、出荷制限や摂取制限が要請されています。三春町に関しては、6月1日にハウレンソウなどの菜物類の出荷及び摂取制限が解除され、現在のところ、タケノコと牧草以外はすべて制限が解除されております。県においては、農作物等の収穫時期を念頭に、出荷制限が解除された作物も含めて、継続的にモニタリング調査をしています。夏から秋にかけては、収穫出荷の最盛期となります。消費者や生産者の安心安全を確保するために、国県に対しては、農産物のモニタリング調査をさらに綿密に行うことを要請してまいります。

この他、町では、間もなく独自に農用地の土壌調査を予定しており、場所や時期の選定等、学識経験者の意見を参考としながら、農家の不安解消に努めてまいりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 ここで暫時休憩といたします。午後の再開は午後1時といたします。

…………… 休 憩 ……………

(休憩午後11時38分)

(再開午後 1時00分)

…………… 再 開 ……………

○議長　それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

1番 万年智君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

1番（万年智君）　先に通告しておきました2点について質問をいたします。

まず最初に、中学校再編後の空校舎の利活用について質問をいたします。平成25年4月より新三春中学校が開校する予定になっており、まもなくその建設が始まろうとしております。その一方で再編によって学校として使われなくなる校舎、校地の利活用は地域住民にとって大変な関心事ではないかと思われまます。もちろん町にとっても地域にとっても大変貴重な財産であり、特に地域の人々にとって、いつまでも心のよりどころであります。少子化によってやむなく再編となってしまいますが、地域の人々に気持ちよく受け入れられるような姿で利活用することが大変重要ことだと思っております。私は本年3月定例会で「特別養護老人ホームの待機者解消について」一般質問をいたしました。その答弁の中で「町内に施設が立地することは是非とも必要と考えておりますので、平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画に反映させて参りたい。」との答弁がありました。再編後の校舎の利活用にこの特別養護老人ホームを設置することを是非検討していただきたいと思っております。特別養護老人ホームを中核施設とし、更にどんな機能を加えるかは地域住民との話し合いの上でより充実させれば理想的な利活用となると思っておりますがお考えをお伺いいたします。

○議長　第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長　第1の質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームの需要は多いものと考えております。今後、より詳細な需要調査を行いながら要整備規模を検討して参ります。今回、ご提案いただいた整備手法については、既存の建築物を再利用することで大幅なコストダウンが期待されますが、実際に介護サービスを提供するための設備、構造条件との照合とか、その条件を満たすための改造と新築との費用の比較をして参りたいというふうに思っております。そのうえで判断するという事になると思っております。

また、空き校舎の利活用についてですが、まずは、地区のご意向や計画との整合を図る必要があるものと考えておりますので、今後、地区から空き校舎利活用計画の一つとして、特別養護老人ホームなどの設置といった具体的なご提案があれば、改めて検討させていただきたいと考えております。

○議長　再質問があればこれを許します。

万年智君！

○1番（万年智君）　只今、答弁がありましてけれども、非常に前向きともとれるし、何ともなんですけれども、しかし、是非ともそれらについて考えをしていただきたい。と言いますのは、この度の大震災、あるいは原発の事故で浜通りの多くの福祉施設が閉所になっている。そういうことで、そこに入所していた方が中通りとか県内、あるいは県外にもかなりちらばっていると。そういうことを考えると、今後、三春町民が利用しようとした時にかなり窮屈になるのではないかと、そのように考えておりますので、是非ともこの点について前向きに考えていただきたい。全ての学校がそれに適しているとは思いませんけれども、そのいくつかについては非常に適しているのではにかと思っております。是非とも積極的な対応をお願いいたします。

○議長 答弁はいりませんか。

(いりませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○1番(萬年智君) 次に教育施設等の放射能に対する安全対策について。

東京電力福島第一原子力発電所の事故は地域社会に大変な恐怖心をかきたてています。更に不幸なことに、正確な情報が適宜発表されないため地域社会全体に不安感が増しております。過日、三春町の教育施設等の安全対策が示され、その多くについては理解をいたしますが、暑さ対策については再度、検討をしていただきたいと思っています。その訳は6月5日の新聞報道にあります。事故直後の3月15日に採取した雑草1kg当り、田村市船引町新館でヨウ素とセシウムの合計で96万8千ベクレル、同市阿武隈高原サービスエリアで同じく38万8千1百ベクレルを検出しているながら、未発表であったことが報道されております。新館は三春町の中心部より直線で約10km離れた所で大変心配をしております。

三春町の小中学生の学校での暑さ対策は、土ぼこりなどが入りにくい所の窓を開けて、扇風機で風を送り涼を取ることとなっていますが、この窓の開放については国は問題ないと言っていますが、今、一般の人々は本当かなと疑っているのではないのでしょうか。今の何でもありの世相で三春町の小中学校での暑さ対策は保護者の理解が得られるのか不安に思っております。この際、思い切って小中学校等の全教室にエアコンを設置して窓は必要最小限の開放とすべきと考えますが、町としてその考えをお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

大内教育課長！

○教育課長 2点目の教育施設等の放射能に対する安全対策についてお答えいたします。

議員お質しのとおり、非常に多くの情報が時間的なずれを伴って、いろいろな機関や研究者、マスコミ等から流されていて、町民の皆さんは勿論ですが町としても非常に困惑する場面が数多くございます。

まず、学校等における暑さ対策としての窓の開閉についてでございますが、各施設によって取組みが異なっております。幼稚園、保育所では、3施設が窓を閉め切っております。残る2施設では1施設が上窓を開け、更に1施設ではここ数日開けている状態です。小中学校では、すべての学校が窓を開けておりますが、一部、保護者等の要請にこたえて開けない教室も数ヶ所ほどあるという状況です。これは、文部科学省が福島市内の学校で実験した結果が報道されたことや、各学校における独自の実験、教育課で行った実験の結果も同様であったことから判断したものと考えておるところでございます。

さて、この夏に向けての暑さ対策でございますが、12番議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、1学級当たり4台の扇風機を準備することといたしました。全施設で313台、約240万ほどの事業費になりますけれども、これを購入することといたしました。既にですね、約6割ほど納入されております。

クーラーの設置に関する考え方につきましても、12番議員にお答えしておりますが、子どもたちや保護者の皆さんの安全、安心感をより高めるため、年次計画により進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお伺いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

萬年智君！

○1番(萬年智君) エアコン設置について、年次計画を立てて設置をするというような話

でありますけれども、この原発の放射能に対する恐怖心というのは、若い人ほど大きいと。そして、今すぐにやらないとその人たちの効果は、その人たちに安心を与えるような効果はないんじゃないかと思うわけです。やはり、ここでお金を惜しんではとってはあれですけども、お金を使うべきところにきちっと使うのがこの際の筋ではないかと思うんですけれども。その点はいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内教育課長！

○教育課長 議員お質しのとおりだと考えておりますけれども、なかなか大変な面もございます。この1週間でですね、いわゆるクーラーを16の教育課所管の施設に設置すべくですね、試算をしてみました。約4億5千万ほどの事業費になるというふな試算結果でございます。今後ですね、これらの結果を基に町と協議しながら進めて参りたいと考えているところでございますのでご了承をいただきたいと思っております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

萬年智君！

○1番（萬年智君） 先月、全員協議会でいただいた入札等状況報告書の中に、各学校の保健室のエアコン設置についての費用が出てたわけですけども、それは6台で約300万円位だと思います。それを考えると、そんな高額にはならないと思うんですけども。それはそのやり方によるんじゃないかと、そのように思うわけですけどもその点はいかがなものでしょうか。更にその今やらないと事は進まないということなので、是非とも費用をある程度、勘案してでも、「4億いくら使え」とは言いませんけれども、やるべきではないかとそのように思うんですけども、どう考えているのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内教育課長！

○教育課長 今ほど申し上げました数字でございますけれども、時間的な余裕がありませんので、受電設備、これは満杯であるということでクーラーを設置するにあたっての電気容量、これはすべて受電設備を大きくしなければならぬという前提ではじいたものでございます。ですから、幼稚園保育所ですと額が少ないんですけども、いわゆる三春町で抱えるオープンスペースの学校等を考慮しますと、このような試算になったというふうにご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 6番目下部三枝君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番（目下部三枝君） それでは、議長のお許しを得ましたので先に通告しておきました事項についてお伺いいたします。

第1件目、これからの三春町地域防災計画について。今回の地震で我が町の被害は他市町と比較して多い方ではなかったとはいえ、家屋、蔵、屋根、お墓、道路など震災の爪あとがいまだ生々しく、災害の怖さを改めて思い知らされる毎日です。このたび、この被害に遭われた町民の皆さんには改めて心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成22年度、我が町の地域防災計画がつけられました。今回の震災を鑑みまますとこの計画では不備な面もあるのではないかと考えられます。防災計画の5節には、「毎年検討を行い必要があると認める時には修正を」という文言がありますので、今回のことを教訓に想定外がないように、この計画を検討する必要を感じますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 ご質問にお答えいたします。三春町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町及び防災関係機関が処理すべき事務等について総合的な運営を計画したものであります。この計画を実施、推進すべく、国や県、警察、消防、電力会社や病院など、防災関係機関の職員を構成メンバーとした、三春町防災会議を設置し、必要に応じて計画の修正を行ってまいりました。

しかし、今回の大震災を経験し、更なる計画の検証、見直しが必要であると考えております。見直しが必要な点としましては、現在の地域防災計画は町職員が処理すべき事務に関する内容が主であり、自主防災組織や各種関係団体との連携に関する内容が不足していることが挙げられております。大規模な災害においては、町職員での対応には限界がありますので各種団体の協力が不可欠であります。

したがいまして、現計画の検証、見直しにつきましても、自主防災会などの各種団体の方々と十分協議し、より実効性のある計画としたいと考えております。以上であります。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君

○6番（日下部三枝君） これは私の方と考えが同じで、やはりいま、今回のこの震災のことについて、やはり防災計画の見直しというのは必要だと思っておりました。町の方でもそういうふうを考えているということは、やっぱり同じかなと思っております。それで検討していく中に、是非盛り込んでもらった方がいいのではないかなと思われることがあります。例えば、まず第3節の災害の想定というところがあるんですけど、これに原発事故が入っていませんので、これをやはり盛り込んでいったらどうなのかなと思います。そうすると内容がだいぶ変わってくるのではないかなというふうに私は考えました。それから、町民に対する防災教育、これの中で町民に対して町民が災害時に心得ておかなければならない事を周知させる。そのために小冊子を作ったらどうなのかなということを考えました。今私の手元にあるのはこれは原発の小冊子です。中を見ますと非常事態に通じる中身となっておりますので、原発だけではなくて。このような持ち運びのできる冊子を作って、町民全てに渡すということも必要なかなと思われまます。

次に避難対策の中で、避難計画はあくまでも地域内で、三春町内の非難想定のような気がします。今回の原発事故を考えますと、他の都府県への非難移動も想定しなくてはならないのかなと思われまます。その場合の町民の心得、例えば個人で非難移動する場合、その所在先を地区の隣組長さんや区長さんに連絡して行くとか。家の戸締り等々、こういうふうなことも冊子の中に盛り込んでおいた方がよいのかなと思っておりました。また、全ての町民が一緒に避難できるとは限らないので、もし、全町が避難する場合、役場機能はどこへ移動するのか。また、町民がその所在を知らせる連絡方法、そういうのを周知しておく必要があると思われまます。そういうことも盛り込んでもらえればと思っておりました。近くにちょうど、津波が終わった後、テレビを見ていますと高齢者の人たちが地区の集会所に非難して、その時に食べ物がないのかどうか、あるのかということ質問しましたら、「食べ物は心配ありません。」とそれはその集会所に、「備蓄をしているからそれで食べていかれます。」ということが出ていたことがあります。防災計画の中にも確か食料の備蓄のことが書いてあったと思われまます、それをやはり地区の中に備蓄をして、そしてお米だの何かは1年ごとに防災訓練の

時に使うと、そういうふうな形で地区の防災訓練の時に使うような感じで備蓄をしていったらどうなのかというふうなことも考えました。その他、今回の震災を教訓にあらゆることを想定し、計画のための計画にならないように事が起きた時に有効なものであることを念頭に、これからの地域防災計画を考えてもらいたいと思っておりますが、このことについてはいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 それでは、只今ありました再質問にお答えしたいと思います。

まず、災害の想定ですけれども、例えば、今想定しているのは、火災、水害、それから地震というのも入っているんですけれども、地震といっても今回のような原発事故については、確か今の町の計画には入っておりませんので今回のことを踏まえて、それは検討するといえますか、ここで入れますというのですね、先ほど言いました、そういう計画を策定する委員会の中で検討しますので、そういう考えでいきたいと思えます。

それから、防災に対する教育といいますか周知の方法として小冊子は、というご質問ですけれども。現在の町の防災計画書、これはちょっとかなり厚いもので、その概要版というのですね、何年か前に各家庭に配ったんですけれども。確かに今回、防災計画の見直しをすれば、その概要版も作り直さなければなりませんので、今ご意見あったこと踏まえて、作る方向で検討させていただきたいと思えます。

それから、避難対策の中で現在の防災計画の中で各地区の集会所の避難場所とか、町全体でいきますと「まほら」とかですね、保健センター、そういう所を指定しているんですけれども、町外ですね、町の施設以外の避難場所についてはですね、今回の原発事故を踏まえて、今の町の計画の中にどういうふう折り込むかを含めて、検討させていただきたいと思えます。

なおですね、先ほど当初の答弁の中でいろんな構成団体でこの計画を見直しをやっているというご説明をしたんですけれども、今回の災害で地域の自主防災会といいますか、災害対策本部をつくって地区の方々にいろいろ実施していただきましたので、その方の意見を踏まえて見直しをやりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○6番(日下部三枝君) それでは、2件目に移ります。

我が町の放射能に関する対策について。1件目と関連がありますが、3月11日の震災後、福島第一原発に関しては収束に向かうどころか、次から次へよくない状況の発表がなされ、国、東電のコメントが空々しく聞こえてきます。それにつれて、何を信用してよいのか分からないと思うのが町民の思いかと考えます。とどのつまり、今の放射能の現状は自分で測り、自主防衛を考えるのは当然だというふうに思えてきます。ある集まりの中でも線量計の購入の話が出ました。伊達、川俣では子どもたちに線量計を配布するということですが、子どもたちばかりではなく、大人のことと考えて、第1点目。放射線量測定器の町民所持について、町としてはどのような考えをお持ちなのかお伺いいたします。

2点目。ある町民からの不安の声で、現在0歳児から物心のつかない幼児が何十年後か経た後で、不幸にして現在話しが出ているような病気の症状が出た場合の因果関係として、こ

の町に住んでいたという原発事故の時の所在履歴というか、所在証明のようなものを持てるとよいのではないかという話があります。このことについて、町の方の考えを伺います。

3点目。現在、三春の野菜はタケノコだけが出荷制限が掛かっており、他の野菜は心配ないということですが、基準値以下の様々な種類の野菜を毎回3食、食べ場合、年間の積算の値がどのようになるのか不安を感じているという人たちもいます。それを知ることについて、町の方に何か良策があるかどうかお伺いします。また、自分自身で調べるために食物の線量を測るための方策はあるのかどうかお伺いします。あるところでは、放射能測定室というのをつくって測定をやっているやに話を聞いております。

4点目。畑の作付け解除がなされ、また、気温が上がり畑や庭、土手の草刈りが盛んな季節になりました。刈り取った草はどうしたらよいのか、まだ判断に困っている人たちがおります。町として町民に勧める対処法についてお伺いします。

5点目。情報の周知についてお伺いします。地域防災計画にもある情報の周知。防災無線、広報、チラシで情報を知らせているようですが、これがなかなか、一般の人たちとそれから地区区長さんたちとの間で横の連絡が取れていなかったり、自分たちが知りたいと思う情報がなかなか町の方から入ってこなかったりとジレンマに陥っているやに聞いております。全て一事が万事、周知は難しいと思いますが、なるべくきめ細かに知らせてもらいたいとの事です。まだまだ原発の収束にはほど遠く、放射能の汚染について知りたいことが町民はあると思いますので、ちくじ防災無線、チラシ、広報も駆使して頻繁に現在の町の状況を知らせて欲しいという要望があります。町の考えをお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 第2の質問にお答えいたします。

1点目の放射線測定器の町民所持についてですが、児童の携帯については、先の12番議員への答弁のとおりでございます。児童以外の町民が所持することについては、測定機器の入手が未だに困難であり、高額でもあるため、町負担での実施は基本的には難しいと考えております。ただ、先ほどお話にもありましたガラスバッジ等については、その規模や数量等を考慮すれば若干の可能性はあるのかなというふうにも考えてございます。今後、この点につきましては検討させていただきたいと思っております。

また、この測定器を所持する目的が、自分や家族の被曝量を知るためということであれば、2点目にお答えさせて頂く、所在地履歴に関連する調査で対応することがある程度可能であるというふうに考えております。

その2点目の所在地履歴についてですが、去る5月31日に福島県災害対策本部が発表した県民健康管理調査というものがございます。その中で、3月11日以降、どこにどのくらい滞在したかを調査する予定になっております。この所在地履歴に、当時からの放射線量データを重ね合わせることで、自分の被曝量がある程度推定できるものと考えてございます。現在、具体的な調査方法を同調査の検討委員会が策定しておりますので、調査方法が明らかになり次第、改めてお知らせいたします。

3点目の体内に取り込んだ線量の積算量についてですが、まず人体に関する部分についてですが、精密に調べるには、究極にはホールボディカウンターのような実測などがございしますが、これは台数が少ないこともあります。原発での作業員や、避難区域のような放射線量

が高いといわれている地域住民の測定が最優先されるというふうに聞いてございます。三春町のように放射線量が比較的低いとされる地域では、同測定器による実測の予定は今のところありませんが、先に述べました県民健康管理調査で被曝量を推定し、極端に高い被曝量が算出されたというような場合には、このような精密検査につなげていくことが現実的ではないかというふうに考えております。もう1点、先ほどのお質しにございました野菜類の測定については、現在町独自で計測装置の購入の検討を進めてございます。

4点目の刈り草の処理についてですが、通常の家ごみ収集で回収される程度の量であれば、焼却処理が可能でございますが、広範囲で一斉に草刈りした場合は、焼却炉の受入全体量との調整が必要になってまいりますので、こういった大規模の広範囲の場合は、刈り草の現地保管や仮置きなどもこれは検討する必要があるかとございます。

最後の5点目でございますが、情報の周知についてですが、繰り返しになって大変恐縮ですが、町のホームページや広報みはる、あるいは臨時の新聞折り込み、防災無線等、既存の伝達方法で周知を図って参りたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君

○6番（日下部三枝君） 1点目の話で、ガラスバッジならば何とかとかという話も出て来ておりますが、この場合ですとやはり三春町民に対してだとすれば、それを全部町の方で費用は持って皆さんに配付できるということでしょうか。それとも、ある程度あつせんではないですけれども、補助みたいな形がとれるのかどうなのか。その辺もお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

副町長！

○副町長 今ほど話させていただきました、子供さんにガラスバッジを持たせようかという検討を今、進めておりますが、ガラスバッジその物は割に単価的には安い物でございます。ただ、そのデータを得るということに費用が掛かるです。その自前でデータ読み取り装置まで持とうという考えをしておりますが、それは、町民全部の部分まで読み取りということは不可能に近いキャパの機械でございます。それ以上の物であれば、物凄い膨大な費用の機械を購入、またはリースせざるを得ないということになりますので、例えば子供さん達でも今検討をしておりますのは、兄弟がいれば何人か兄弟の中で1人に持ってもらうとか、小学校と中学校別々とか、そういうふうなことも考えながら今検討中でございます。その中で読み取り機械、これをどうするかということが一番の課題になるかと思っておりますので、もうちょっと内容を詰めさせていただいてから、お答えをするというふうにさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長 再々質問がございませうか。

（ありませんの声あり）

○議長 第3の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） 3件目。町の史跡整備について。今回の地震で我が町の文化財等史跡にも被害が及んだやに聞いております。前回の一般質問の和算ツアーのように、三春は観光に活かせる史跡がたくさんあります。今回の被害を調査、修理するにあたり、史跡の整

備を念頭において行うことも必要かと思ひます。また、整備計画を進めることも大事かと思ひます。三春の観光の一つは城山を軸に考えられると思ひますが、城山の史跡を基点として、神社、仏閣、石垣、建造物、その他文化財、史跡を計画性を持って整備して三春らしさを示すことが必要かと思ひます。また、今回はその一つの機会となるとも考えられます。今回、史跡の整備計画を進める中で、三春の観光を考えることと、賑やかさを生み出す観光の間に、連携がないと華やかさのために史跡の存続を脅かすことにもなりかねないこともあるかもしれません。是非、史跡の整備担当と観光担当との連絡を密にして良いまちづくりを考えてもらいたいのですが、町の考えをお伺ひいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長！

○生涯学習課長 第3の質問にお答えをいたします。今回の震災では、町内の文化財にも少なからず被害が発生しております。

まず、国指定重要文化財であります中山家の住宅については、土壁や柱等に歪みやひび割れが生じており、今後、所有者と文化庁との協議の上、対応を検討することとしております。

次に町指定文化財ですが、建造物では真照寺の古四王堂の建物全体が傾斜しました。彫刻では、法蔵寺の延命地藏が地震の際に落下し、額の一部に傷が生じました。

また、州伝寺の木造阿弥陀如来坐像、一般に丈六仏と呼んでおります本尊ですが、地震の揺れで頭部が抜け落ちました。これについては、檀家の皆さんの手によって復旧されまして、今後、落ちることのないような措置を施しております。

そして、被害が最も大きかったのが屋外にあります史跡でございまして、特に高乾院の秋田氏御廟や龍徳院の秋田氏の墓で、一部の墓石や灯籠に倒壊あるいはズレ動く被害が出ております。このほか、光岩寺の加藤氏の墓や福聚寺の田村氏三代の墓にも、わずかですが墓石にズレが生じました。

また、三春城趾では、石垣が数か所で崩落しております。こうした指定文化財につきましては、まずは所有者あるいは管理者によりまして応急の安全対策が図られております。今後の本格的な修理、修復については、教育委員会として所有者等と協議した上で、技術的な指導や助言をするとともに、必要な場合は経費の一部を補助しながら進めていく予定でございします。

なお、史跡の整備計画については、文化財としての活用だけではなく、観光資源であり、町民の憩いの場としての側面もありますので、関係機関と協議をしながら検討して参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君

○6番（日下部三枝君） 今、お聞きしました中でやはり、だいぶいろんな所の文化財、史跡の方の被害があったのだなということで改めて感じております。その中で今回、これから史跡の整備計画、また、史跡整備について関係のところと協議しながらということなんですけれども、なるべく早くこれはやって、そしてせっかくですので、その史跡整備をしながらそれを町の観光にうまくつなげていくという、そういうことをやっていった方が良いんじゃないかなと思っております。それと、先ほどちょっと話しましたがけれども、非常に観光といいますとやはり町の中の賑わいというか、そういうふうなことにおもきがおかれて、ひょっとしたらその史跡というのを、本当はここにこれはなければならぬのが、賑やかさをだ

すために無くなってしまおうとか、そういうことの懸念があるものですから、例えばお城山とかそういう昔の歴史につながる場所は、史跡の方をぜひ軸に観光を考えてもらいたいなど思っております。その辺のことでもう一度、町のほうの考えをお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長！

○生涯学習課長 町にはですね、歴史的遺産がかなりございますので、そういったものを掘り起こしながら観光の方に取り入れるような形で今後、検討して参りたいというふうに考えております。それから、史跡の本なんですけど、前に歴民のブックレットを作ってございまして、その2弾目を作成する予定になっております。その辺の中で改めて検討していきたいとおもいますので、よろしく願いいたします。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君

○6番（日下部三枝君） 今、ブックレットという話が出まして、一般の観光客の方には非常にあのブックレットは好評でして、三春をコマーシャルするには良いブックレットかなと思っております。ただ、史跡ということでもうちょっと詳しく三春のことを知りたいというふうな人たちにとっては、ちょっと物足りないのかなと思われるところもあります。予算もあるのであまりなことは言えないかなと思うんですけども、文庫本程度のそれ位の大きさで良いんですけども、やっぱり三春の歴史、史跡というのがそれを読むとよく分かるような冊子というのも一つ考えてもらえたらなと思っております。その辺についてお伺いして終わりにしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長！

○生涯学習課長 ブックレットの第2弾目ですが、通史というふうに考えてございまして、いろいろなものを入れながら多岐にわたって掲載したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 2番影山初吉君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○2番（影山初吉君） 先に通告しておきました2点についてお伺いをいたします。

第1点目でございますが、公有施設解体費用積立基金の創設についてお尋ねをいたします。町では今年3月、公有施設整備基金を創設し、現在19種の積立基金があり、その総額は約24億円余りあります。公有施設解体費用の積立金はありません。今後、公有施設、特に役場庁舎、旧公民館、ごみ焼却施設、学校等老朽化が進み建て替え時、または使用廃止に伴い解体工事が発生します。特にコンクリート造りの解体工事は多額の費用が掛かり、将来の負担になるのではないのでしょうか。町債も今年度末には借入金残高が86億円余りになる見込みであり、少しは先が見えてきました。まだまだ安定財政とは言えませんが、こんな時こそ先を見据え負の遺産として将来の子供たちにつけを残さないためにも上限額を設定し、公有施設解体費用基金、仮称になりますが創設を検討すべきと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

村上財務課長！

○財務課長 お答えをいたします。

役場をはじめ町の施設は経年劣化しているものが多く、また、耐震化を図る必要のある建物も多いため、今後の改築や修繕工事への取り組みは、多額の財政出動を伴うこともあって、町の重要な課題であると考えております。

そのため、町では各施設の実態調査を行い、長期的な視点に立った修繕計画の策定に取り組んでいるところでありますが、この計画を推進するには、厳しい財政状況の中でいかに財源を確保していくかが課題となります。併せて、今後の町施設の整備にあたっては、それぞれの施設をどう利用するか、存続か廃止か、改修の場合の施工時期はいつにするかなどを多面的に検討し、町民との合意形成を図っていく必要があります。そのため、財政見直しをお示しし、町民そして議会と公共施設のあり方を検討する場を年内に設けたいと考えております。事業を計画的に推進するため解体費用積立基金創設をとの提案をいただきましたが、今後の公共施設の整備に取り組むため、3月議会で公有施設整備基金を設置したところでありますので、検討会を踏まえ、解体費用もこの基金の中に計画的に積み立てを行っていきたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○2番(影山初吉君) 第2点目の質問であります。6地区交流館に行政センターの簡易窓口の開設についてお尋ねをいたします。三春町は昭和の町村合併後、旧三春町に本庁を置き六つの旧役場を支所として行政事務を行ってきました。昭和37年10月、自動車の普及、電話の発達等に伴い町内の距離的感覚が短縮されたこと等により、役場支所を廃止して本庁事務窓口一本化を採用し、現在に至っております。以来、約50年が過ぎ時代は大きく変貌し、少子高齢化が進み、町の人口も18,000人まで減少してきました。当町も近年、高齢化が進み介護が必要な方、独り暮らしの方、日常生活にも苦慮する人も増加傾向にあります。役場へ各種証明書の取得、手続き等は10km以上も離れている地域もあり、バス、タクシーを利用すれば経費、時間とも負担増となります。町の第4次行政改革大綱の中に、町民サービスの向上、町民ニーズの把握、事務事業へ反映させると明記されています。町では現在、水曜窓口の延長、日曜日の窓口業務と町民サービスの向上を図っていることは評価させていただきますが、更なる町民ニーズにこたえ簡易的な行政窓口を設置していただき、住民票の取得や納税相談等、不便さを解消させれば地域活性化にもつながると思います。今はスピード時代、パソコンとファックスがり、スタッフも交流館長と臨時職員の2名体制で対応は可能ではないでしょうか。役場窓口職員の人数の見直しも図られ、そして雇用も生まれ費用対効果も期待できると確信をしております。以上の理由から6地区交流館に行政センターの簡易窓口の開設について町の考えをお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

お質しの簡易な行政窓口の開設についてでございますが、例えば、これまでは、役場の戸籍等の窓口業務は、地方自治体が自ら実施することを前提に制度設計されており、委託できないこととされておりましたが、平成19年度に制度が改正され、範囲は限られておりますが、民間競争入札等により民間の方に取り扱わせることができるようになりました。当然のことではありますが、受託した民間の方も公務員と同じように守秘義務を負い、個人情報

外部に漏らした場合の罰則規定もあります。

しかしながら、この制度を活用する自治体は増えていないのが現状であります。増えていない大きな理由といたしましては、「住民票や戸籍謄本を民間の方が扱うことになるので、住民の個人情報適切な管理、保護が課題になっている。」と聞いております。町としましても引き続き慎重な議論が必要であると考えております。

そうは申しましても、少子高齢化社会に対応した町民サービスの向上につきましては、不便さを解消するための施策を講じなくてはなりません。高齢者や災害時要援護者のごみ出し、雪掃き、緊急時の避難など様々な課題がございます。これらの不便さ、課題の解決に向けましては、ご指摘の第4次行財政改革大綱のなかでも、高齢者のサービス支援の項目を設け、検討しているところであります。ご提案のあったほかにも、コンビニ等の活用、出張役場と言われるような職員による対応などございますが、地域の方々と十分協議をして参りたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

影山初吉君

○2番(影山初吉君) 答弁いただきました。今話したようにですね、年々高齢化が進みまして岩江地区を例にとればですね、さくら号のバスも走っていない、また距離的にもかなり離れているということで、時間的にも経費的にも大変であるということでありまして、町民のニーズの把握ということで、是非ともですね、こういうことが望ましいか望ましくないか、一つ町民の皆さんにですね、アンケートなどを実施してみてはどうかと思うんですが、いかがですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 岩江地区の高齢者学級の中でですね、バスの運行のね、要望といいますかね、そういう話が出た時がございます。岩江地区の非常に難しさというのはね、例えばバスを出した場合に「皆さん三春に来るんですか、郡山に来るんですか。」と、「町でバスを出す場合は当然循環バスですので、三春に来ていただくということになるんですが、それでよろしんでしょうか。」と言ったら、困っちゃって黙ってしまったと、こういうふうなことがございましてですね、確かに高齢者の足としてのバスは非常に大事だと思っておりますけれども、岩江地区にもね、いろいろ地区によって考え方の違いはあるんだろうと思っておりますけれども、非常に難しさがあるなとそういうふうに思ったことがございます。

只今、アンケート調査ということでしたけれどもですね、まずいきなりアンケート調査ということじゃなくてですね、こういうご提案がありますので、岩江地区さらにはその他の地区も含めてですね、いろいろこれから話し合いを重ねていきたいなとそういうふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 これにて一般質問を打ち切ります。以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので散会をいたします。傍聴者の皆様方を含め大変ご苦勞様でございました。

(午後2時02分)

平成23年6月15日（水曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿	10番 渡辺 渡
11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫	13番 佐藤 一八
14番 渡邊 勝雄	15番 柳 沼一男	16番 本多 一安

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 原 毅 書記 近内 信二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	深谷 茂

総務課長	橋本国春	財務課長	村上正義
住民課長	橋本清文	税務課長	佐久間收
保健福祉課長	工藤浩之	産業課長	新野徳秋
建設課長	影山常光	会計管理者兼 会計室長	吉田 功
企業局長	橋本良孝		

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤真弘
教育次長兼教育課長	大内 馨	生涯学習課長	遠藤弘子

農業委員会会長	大石田 紘一
---------	--------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成23年6月15日（水曜日） 午後2時開会

- 第1 付託陳情事件の委員長報告及び審査
- 第2 付託議案の委員長報告
- 第3 議案の審議

議案第44号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第45号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

- 議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
 議案第48号 平成23年度三春町一般会計補正予算（第1号）について
 議案第49号 平成23年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 議案第50号 三春町議会議員定数条例の全部を改正する条例の制定について
 （追加）
 議案第51号 保育制度改革に関する意見書の提出について

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午後2時）

……………・開 会 宣 言 ・……………

○議長 ただいまより本日の会議を開きます。

……………・付託陳情事件の委員長報告及び審査 ・……………

○議長 日程第1により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 6月定例会において文教厚生常任委員会が付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果を報告いたします。

審査については、6月13日第3委員会室において開会いたしました。

陳情事件第3号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書

陳情者 福島市渡利字大豆塚7番地、福島県保育連絡会、大宮勇雄

本陳情は、現在国において検討されている新たな保育制度が、子どもの福祉より経済効果が優先され、地域格差や家庭の経済状況による保育レベルの格差を生むものとして懸念されるため、国に対し現行保育制度の堅持、拡充と待機児童解消に向けた社会的環境整備等をすすめることについて保育制度改革に関する意見書の提出を求めるものであります。

急激な少子化が進むなか、子どもを安心して産み育てる環境の整備はとりわけ重要であり、国全体の施策として慎重な検討を要する重要課題であることは理解できるものであります。このようなことから、全員一致、これを採択とすることと決しました。

陳情事件第12号 アスペルガー症候群に特化した（専門的な指導者がいること）就労支援の場、就労につながるスキルを学べる療育・訓練の場を、三春町に設置して頂きたいと陳情とお願い

陳情者 福島市方木田字水戸内8-10、高機能自閉症・アスペルガー症候群親の会、特定非営利活動法人スローエクスプレス、理事長 渡邊典子、副理事長 谷津孝子

本陳情は、専門的な指導者を置いた、アスペルガー症候群に特化した就労支援の場、就労につながるスキルを学べる療育・訓練の場を三春町に設置して頂きたいとの陳情であります。

現在、障害者に対する支援等については、県の発達障害者支援センターがこれを行っており、町単独による施設整備よりも、これら既存施設の機能を拡充することにより広域的に取り組むことが望ましいとの考えから、全員一致、これを不採択とすることと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、6月9日、13日、14日の3日間にわたり、第1委員会室において開会いたしました。

議案第44号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地方税法の一部改正により、東日本大震災による被災納税者への緊急対応として、個人住民税に係る雑損控除の特例、住宅ローン減税の適用の特例、固定資産税に係る被災住宅用地の特例等、地方税の特例規定が追加されたことに伴い、三春町税条例の一部を改正したものであり、全員一致、本専決処分は承認すべきものと決しました。

議案第46号、「三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が施行されたことに伴い、災害援護資金の貸付けに関する特例措置を規定するため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査した結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号、「平成23年度三春町一般会計補正予算（第1号）について」

財務課長の出席を求め、補正予算（第1号）全般について、詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、今回の補正予算は、歳入においては国庫支出金、県支出金、寄付金、財政調整基金繰入金、繰越金、雑入、災害復旧債等の追加であります。歳出においては、一般管理費、災害救助費、災害対策費、災害復旧費等の追加が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 6月定例会において経済建設常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、本委員会は6月9日、13日、14日の3日間にわたり、現地調査も含め第4委員会室において開会いたしました。

議案第48号、「平成23年度三春町一般会計補正予算（第1号）について」

建設課長、産業課長の出席を求め、補正予算（第1号）についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、災害復旧費国庫負担金、土木費国庫補助金、災害復旧費国庫補助金、災害復旧県補助金、雑入、災害復旧債の補正が主なものであります。また、歳出については、災害救助費、観光振興費、道路整備費、公園緑地費、農業施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費、公営住宅災害復旧事業費の補正が主なものであり

ます。

慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 6月定例会において、文教厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、6月9日に日程設定を行い、13日及び14日の2日間にわたり、第3委員会室において開会いたしました。

議案第45号、「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額を改正するものであります。基礎課税額については現行の50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額については現行の13万円から14万円に、介護納付金課税額については現行の10万円から12万円にそれぞれ課税限度額を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第48号、「平成23年度三春町一般会計補正予算（第1号）について」

教育長、教育課長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長の出席を求め、所管に係る補正予算第1号全般について、それぞれ詳細な説明を受けました。歳入は、国庫支出金、県支出金、諸収入の追加であります。歳出においては、大腸がん検診推進事業費、東日本大震災関連の災害復旧事業・災害救助費用等の増額が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第49号、「平成23年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」保健福祉課長、国保医療グループ長の出席を求め、補正予算第1号全般についての詳細な説明を受けました。歳入は、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、一般会計からの繰入金、繰越金の追加と、国民健康保険税の減額であり、歳出においては、前期及び後期高齢者支援金等、老人保健拠出金の追加と、一般及び退職被保険者療養給付費と保険給付費に係る財源内訳の変更であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議案第47号、50号につきましては、委員会に付託せず全体会で審査を行いましたので申し添えておきたいと思えます。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第3により、議案の審議を行います。

議案第44号、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号、「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号、「三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり橋本多美子氏を人権擁護委員候補者として推薦することに同意することに決定をいたしました。

議案第48号、「平成23年度三春町一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号、「平成23年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号、「三春町議会議員定数条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 14番渡邊勝雄君!

○14番(渡邊勝雄君) 私は原案に反対の立場で討論いたします。現在、地方自治法の三春町の議員定数上限は22名とされておりますが、三春町議会では平成15年にそれぞれ2

0名だった議員定数を18名とし、更に平成19年には2名減の16名とし、現在に至っております。そして昨年の9月定例会において、議員定数が議論され、現行の16名が妥当であると議決されたところでもあります。3月11日に発生した東日本大震災と原発事故は日本各地に未曾有の被害をもたらし、我が三春町においても農作物等に関する風評被害や被災町村の受入れとかつて経験したことのない大きな問題を抱えている事態に至っております。町民をはじめ町議会が一丸となり、町民の安全安心を第一に様々な問題に対応しているところであります。このような時、いま益々議会の果たす役割も大きくなるものと考えております。したがって、今は議員の定数を減らすのではなく、多くの英知を結集し、困難に立ち向かうべきと私は考えるからであります。議員定数削減の原案については反対するものであります。以上。

○議長 次に原案に賛成の発言を許します。

(議長の声あり)

○議長 10番渡辺渡君!

○10番(渡辺渡君) 私は本案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。三春町議会はこれまで数回、議員定数の削減を行ってまいりました。その主たる要因は、行政改革という観点からのものであったと私は認識しております。町は職員の少数精鋭化を図っておりますが、これもまた、当然のことであろうと思うものであります。私は議員になって以来、最小の経費で最大の効果をと、費用対効果を声高に申し上げてまいりましたので、議員の定数についてもまたしかりであります。むしろ、まず、かいより始めよと考えております。私は今回の定数問題については、提案理由に記されているこの度の東日本大震災に伴う全国的な景気低迷により、我が町の税収もかなり厳しいものになるものと考えざるを得ないこと。また、三春町の歯止めの掛からない人口減少、それが続いていること。また、地方自治法の改正などによる現下の社会経済環境と法制度及び時代の町勢状況に鑑み、現行議員定数16名を14名とする提案理由に加えて議会制民主主義、そして政治改革という観点からもとらえております。地方分権の中では、それぞれの自治体の自主自立性が強く求められていることは議員各人も認識されていることと思っております。私は議会の本分は条例の制定にあると考えておりますが、そのためには政策立案が重要であります。当然、町民の声を反映させるための政策でありますから町民の意見を聞くことも、また重要なことでもあります。定数を減らしても、例えばまちづくり協会と議会の更なる連携を図れば議会総体として、町民の生のしかも偏りのない意見を聞くことができると考えております。町民の声を聞くということは、技術論としていくらでも考え得ることができるのではないのでしょうか。これからの議会に求められるのは、機動的、且つ機能的な議会の構築であろうと思っております。そのために私は元来、定数10人説を唱えておりますがいきなり10人というのも議会や町民に混乱を招きかねないと考え、今回提案の2名減、定数14名に賛成者として名を連ねたしだいあります。分権時代は各地方自治体の知恵比べの時代でもあります。このような中で旧態依然とした議会ではいわゆる負け組みになってしまうという危惧の念を抱くものであります。ここから抜け出すため、議会改革の第一歩として本案への賛成を表するものであります。以上です。

○議長 ほかに討論はございませんか。

(議長の声あり)

○議長 4番佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 始めに三春町議会があたかも旧態依然の議会だというふうにも聞こえるような、いま討論なのかなと思いましたが、私は近隣町村に比べて三春町の議会は先進的な議会ではないかと私は自負をしておるところであります。そういう立場で反対討論を申し上げます。

現在、福島県で人口1万5千から2万人の町村の議員定数であります。14名は1町村であり、その他の町村は16名から22名であります。また、三春まちづくり協会の懇談会では「定数削減はしないで現状でよい。」との発言がありました。まだまだ議員全員での話し合いが必要だと思いますが、多くの町民の声を町政に反映させることが、今大事なことではないかと思えます。また、議会改革、議会の活性化のためにも単に議員を減らすことは町民のためにも議会のためにもならないと考えます。町民の期待に応えるべく、限定数でがんばることを申し上げ反対討論といたします。

○議長 次に原案に賛成の発言があればこれを許します。

(議長の声あり)

○議長 12番小林鶴夫君！

○12番(小林鶴夫君) 議案第50号に賛成する立場から私の意見を述べさせていただきます。私は議員定数が18名から2名減の16名になった平成19年9月の選挙に初めて立候補いたしました。立候補を思い立ったのは直前の6月頃、地縁、血縁、学校縁など何もない私が当選できるだろうか心配いたしました。しかし、三春町始まって以来の無競争での当選となり、大変複雑な心境でございました。その年の秋に各地区で開催されたまちづくり懇談会の席では、「議員定数はまだ多いのではないか。」との発言が多くのご地区でございました。すなわち、前回の議員定数2名の削減はまだ足らなかったこととなります。それ以降の懇談会でも同様な発言が聞かれております。議会では、提案された議案に対しては全議員で審議するものと思っております。当然、多くの町民がそう思っているはずですが、そうでないことが議員になって初めて分かりました。議案は内容に応じて三つに分かれた常任委員会に付託して審議され、所属以外の常任委員会に付託された議案については、ほとんど関与できない仕組みであることも分かりました。現在、一つの常任委員会の人員は4ないし5名になっております。常任委員会方式でなければ、議員定数は実質4ないし5名でよいことにもなります。それであれば、議員定数は今回提案の14名に改定するでなく、もっと減らせばよいとの意見もございしますが、一方、町民の中には議会のあり方を抜本的に変えて、仕事を持ちながらも若い世代が議員になれるような仕組みにすべきとの意見もございします。これらは今後、町民の意見を十分聞いてから検討すべき課題と考えます。「議員定数を削減すると多くの町民の声が聞こえなくなってしまう。」との意見をよく聞きますが、決してそのようなことはないとは私は考えます。平成17年に制定された町民基本条例の第13条を要約いたしますと、「議会すなわち議員は町民総意の把握を努力し、積極的な情報公開を図ったり、開かれた議会運営に努め、町民の信託に応えられるよう能力の向上に努めなければならない。」と決められております。この13条を実行するために、議会として主宰すれば議員定数が減っても問題はないと考えます。4月末から5月にかけて有志議員が全議員に呼びかけながら、各地区で懇談会を開催いたしました。ここでの意見は、「今までなぜこのような懇談会をやらなかったのか。」「なぜもっと多くの議員が参加していないのか。」「町民と議会の距離が遠すぎる。」とさまざまな意見がございました。席上、「議員定数を含め議会のあり方を見

直すべき。」との意見がたくさんございました。各種の報道によれば、全国的に地方議会に対して住民から厳しい目が向けられております。このようななか、地方分権とあいまって先進的な議会改革を行っている自治体も多く出てきております。明治維新に自由民権家として活躍し、その後、衆議院議長になった河野広中を生んだ我が三春町にふさわしい議会にするために、今回の改正をその第一歩として町民に開かれた町民の議会にすべきものと考えます。多くの町民の意見を反映させるためにも今回の原案に賛成いたします。以上です。

○議長　ほかに討論ございますか。

（議長の声あり）

○議長　5番儀同公治君！

○5番（儀同公治君）　私は議案50号に対して反対の立場で意見を述べさせていただきたいと思っております。町民の代表として選ばれた私たち議員は、多くの地域住民からの様々な意見やニーズに耳を傾けていくことがもっとも大事なことでと考えております。現在、人口が1万8千数名の我が町が、法に規定されている議会定数の上限値は22名であります。議員の定数は町村議会の根幹に触れる重要事項であり、減少することは議会制民主主義と民意を反映する上から特に慎重を期するべきと考えます。その中で既に率先して我が三春町議会は、現在16名まで定数を削減してきております。更にまた加えて、今回の大震災により、間もなく仮設住宅の入居者3千人ともいわれる避難されて来た方が、我が町に数年、三春町町民と共にお互いこれから支え合い、助け合って生活をしていかなければなりません。町としてもできる限りの支援をしていかなければならないと思っております。今後、避難者の方たちを含め、多くの町民の声、ニーズに応じて町政に反映していくためにも現在の定数は妥当であり、当面、削減すべきではないと思うところでございます。そのようなことから、私は本議案に反対するものであります。以上であります。

○議長　次に原案に賛成の発言があればこれを許します。ありませんか。

○議長　それではないようですので討論を打ち切りますが、議長より申し上げたいと思っておりますが、先ほど12番小林鶴夫議員の発言の中で議会運営、更には議会の行動等について事実とかなりの部分、相違している部分がありますので、ちょっと議会運営委員会の方でご議論をいただきたい。これは議会の品位に関わる問題でありますので申し上げたいと思っております。

よって、暫時休憩といたします。直ちに議運を開催してください。

（休議　午後　2時39分）

（再開　午後　3時09分）

……………再開……………

○議長　それでは休憩前に引き続き再開をいたします。先ほどの件について、小林鶴夫議員より発言を求められておりますので、発言を許したいと思います。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君）　先ほどの私の賛成討論の中で一部訂正させていただきます。

常任委員会での審議という言葉を使いましたけれども、これは正しくは審査でございました。これは訂正させていただきます。あと、常任委員会でもですね、所管外の審査をしております。予算決算についても全体会で全員で審査をしているという現状でございます。それから、まちづくり懇談会ではですね、町と議員の共催で実施しておりますので、これはいわゆる懇談会がないようなニュアンスで発言でございましたけれども、まちづくり懇談会も町

と議会の共催であるということで、以上3点訂正させていただきます。以上でございます。

○議長 お聞きのとおりでございます。大変申し訳ないということで撤回の申し出でありますので、撤回をさせていただきたいとこのように考えております。

○議長 それでは、これより、議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成5、反対9)

○議長 起立少数です。

したがって、議案第50号、「三春町議会議員定数条例の全部を改正する条例の制定について」は、否決されました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、6番日下部三枝君外2名より、議案第51号、「保育制度改革に関する意見書の提出について」が提出されました。この際、日程に追加して議題にしたいと思っておりますがご異議ありませんか

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号を日程に追加し、議題とすることに決しました。議案を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案配付)

○議長 議案第51号、「保育制度改革に関する意見書の提出について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

6番日下部三枝君！

○6番(日下部三枝君) 議案第51号、「保育制度改革に関する意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、保育制度改革に関する意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成23年6月15日提出

提出者 三春町議会議員 日下部三枝

賛成者 三春町議会議員 渡辺泰譽

賛成者 三春町議会議員 佐藤一八

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成23年6月15日 三春町議会議長 本多一安

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより、議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調

査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申し出のとおり所管に係る事項について閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

…………… 町長挨拶 ……………

○議長 本定例会の会議に提出された議案は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 6月定例会に提案をいたしました全議案、精力的に審査をしていただきまして承認、同意、可決をしていただきまして、誠にありがとうございます。今後は災害の早期復旧並びに原発事故による放射能の汚染の除染事業等々に全力をあげて、町民の皆さん方の安全確保に努めていきたいとこういうふうに考えておりますので、議員各位の今後のご鞭撻、ご協力をよろしくお願いを申し上げて挨拶いたします。

…………… 閉会宣言 ……………

○議長 只今、お話がございましたように、まだまだ不透明、不安定の部分があります。一日も早く町、議会ともがんばって町民の安全安心の確保に努めて参りたいと、このようなことを皆さんと共に誓い合いながら、これをもって、平成23年三春町議会6月定例会を閉会といたします。大変ご苦労様でございました。

(閉会 午後3時18分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年6月15日

福島県田村郡三春町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第44号	専決処分につき議会の承認を求めることについて	全 員	原案承認
議案第45号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第46号	三春町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第47号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	原案同意
議案第48号	平成23年度三春町一般会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第49号	平成23年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第50号	三春町議会議員定数条例の全部を改正する条例の制定について	賛成5名 反対9名	原案否決
議案第51号	保育制度改革に関する意見書の提出について	全 員	原案可決